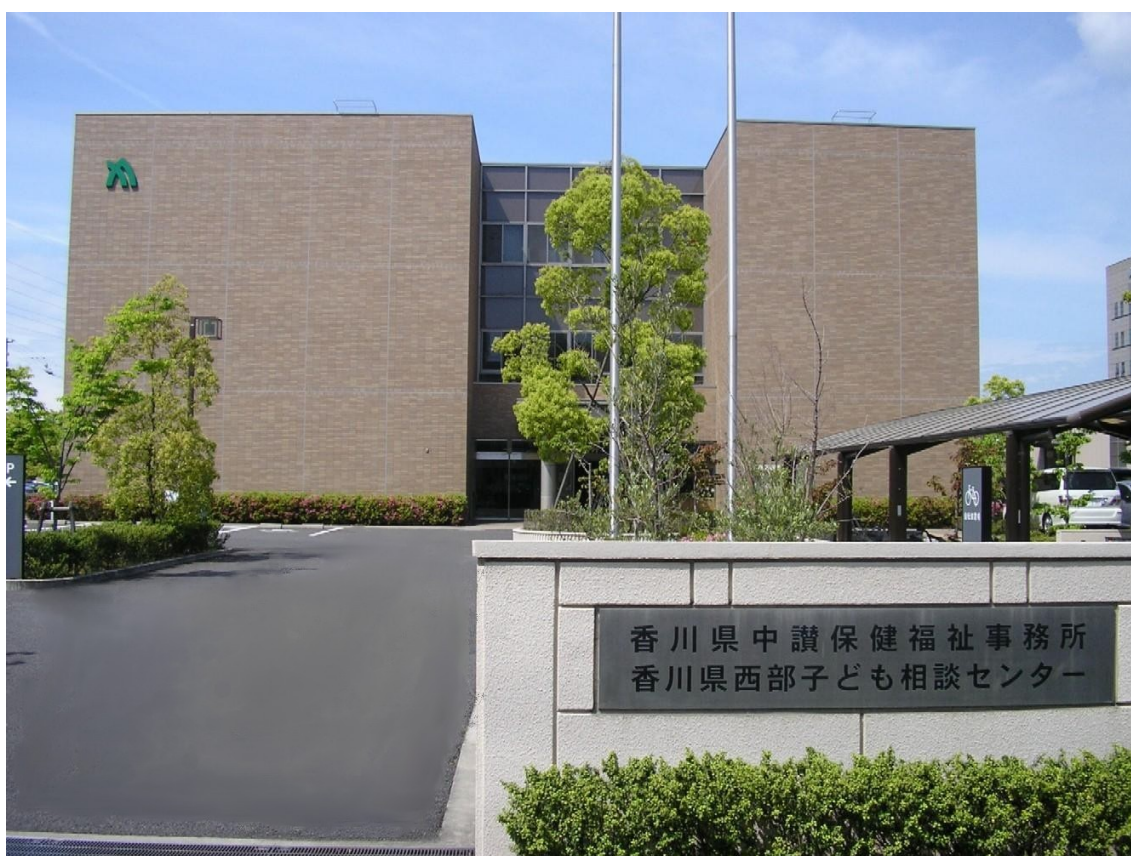


令和7年度

業務の概要



香川県中讃保健福祉事務所

〒763-0082 香川県丸亀市土器町東八丁目526番地

目 次

第1章 管内及び事務所の概要

第1節 管内の概要	1
第2節 事務所の概要	4
第3節 事務所の重点活動・事業	10

第2章 安全・安心対策班業務

第1節 総合的な企画調整	11
第2節 健康危機管理	12
第3節 人材育成	13
第4節 情報の収集・分析及び調査研究等の推進にかかる調整	17

第3章 生活福祉総務課業務

第1節 統計調査	18
第2節 母子及び父子並びに寡婦福祉	18
第3節 障害者福祉	20
第4節 家庭・児童福祉	20
第5節 民生委員・児童委員	21
第6節 生活保護	21
第7節 生活困窮者自立支援業務等	23

第4章 健康福祉課業務

第1節 健康づくり・食育推進	24
第2節 生活習慣病予防対策	25
第3節 栄養改善	27
第4節 給食施設	28
第5節 難病対策	30
第6節 原爆被爆者援護	32
第7節 石綿（アスベスト）対策	32
第8節 かがわ思いやり駐車場利用証交付	33
第9節 ヘルプマーク配付	33

第5章 保健対策第一課業務

第1節 感染症対策	34
第1節—1 結核対策	34
第1節—2 その他の感染症対策	38
第2節 骨髄移植提供希望者登録推進事業	42
第3節 医療	42
第4節 統計調査(人口動態統計)	43

第6章 保健対策第二課業務	
第1節 精神保健福祉対策	44
第2節 母子保健	51
第7章 衛生課業務	
第1節 生活衛生	55
第2節 薬事衛生	56
第3節 血液対策	58
第4節 温泉	58
第5節 食品衛生	60
第6節 狂犬病予防・動物愛護・乳肉衛生等	65
第8章 試験検査室業務	68
第9章 環境管理室業務	
第1節 環境の保全	71
第2節 廃棄物対策	72
第3節 浄化槽対策	74
第4節 水道水及び飲料水	74
相談・検査日時について	75

第1章 管内及び事務所の概要

第1節 管内の概要

1 事務所所管区域

管内は、3市（丸亀市・坂出市・善通寺市）5町（宇多津町・綾川町・琴平町・多度津町・まんのう町）となっている。



2 管内人口等

(1) 市町別人口、世帯数、面積

(R7. 9. 1 現在)

市町名	人口			世帯数	面積※ (k m ²)
	総数	男	女		
丸 亀 市	107,482	52,319	55,163	47,706	111.83
坂 出 市	47,346	22,862	24,484	21,041	92.46
善 通 寺 市	29,631	14,730	14,901	13,163	39.93
宇 多 津 町	18,613	9,094	9,519	9,345	8.10
綾 川 町	21,566	10,488	11,078	9,020	109.75
琴 平 町	7,630	3,522	4,108	3,544	8.47
多 度 津 町	20,875	10,752	10,123	9,650	24.39
まんのう町	15,984	7,762	8,222	6,470	194.45
管 内 計	269,127	131,529	137,598	119,939	589.38
香 川 県	908,642	440,204	468,438	415,179	1,876.83

資料：香川県人口移動調査報告(面積除く)：R7. 10. 1 現在は国勢調査の結果が未公表のため、

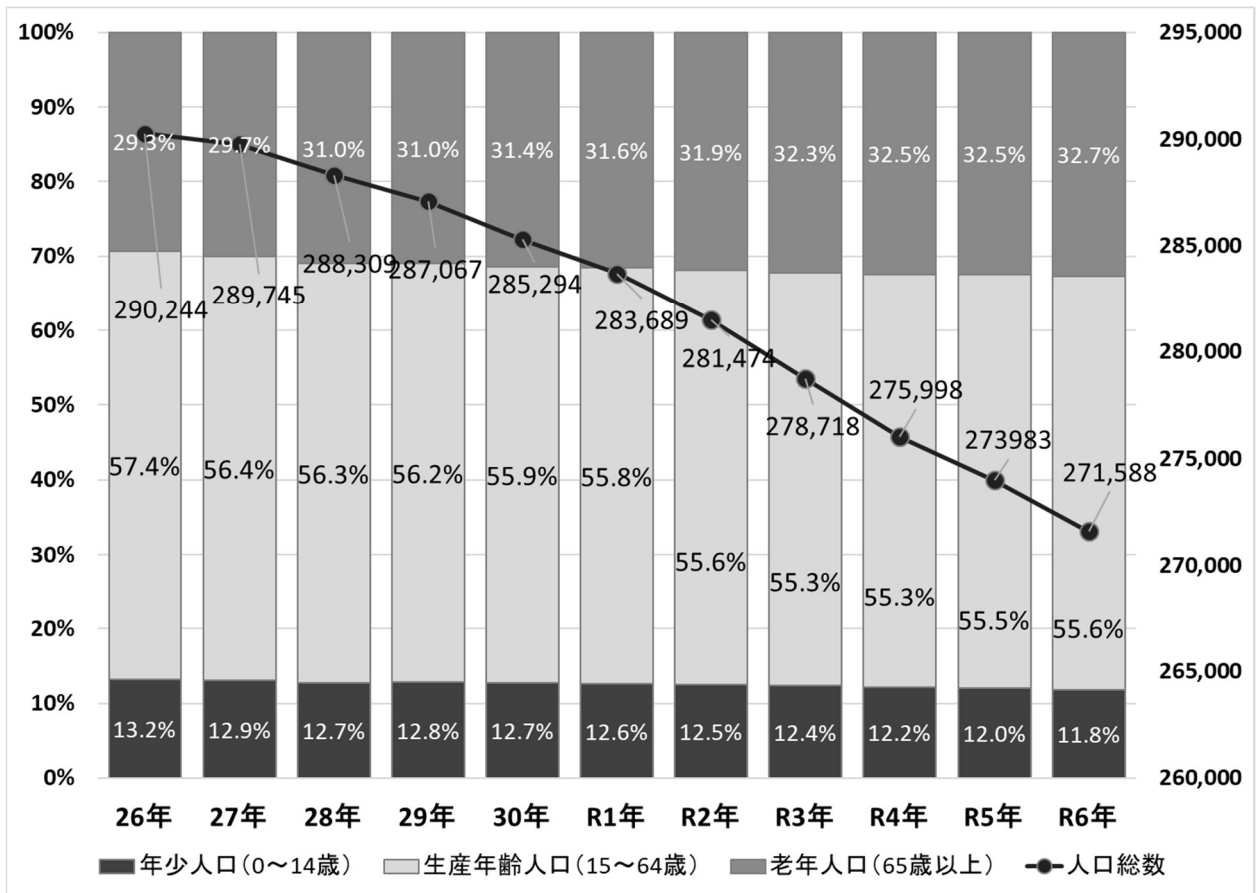
R7. 9. 1 現在の推計を掲載

面積：全国都道府県市区町村別面積調(R7. 10. 1 現在)

※資料：香川県人口移動調査報告

(2) 管内の人口総数と年齢別人口割合の推移

資料：統計調査課「香川県人口移動調査報告」



(3) 市町別年齢区分別人口割合

(R6. 10. 1 現在)

市町名	総数	0~14歳 (年少人口)		15~64歳 (生産年齢人口)		65歳以上 (老年人口)	
		実数	割合(%)	実数	割合(%)	実数	割合(%)
丸亀市	107,763	13,821	13.0	60,828	57.2	31,654	29.8
坂出市	48,120	4,912	10.3	25,239	52.9	17,602	36.9
善通寺市	30,027	3,367	11.4	16,873	56.9	9,421	31.8
宇多津町	18,672	2,406	13.2	11,717	64.3	4,106	22.5
綾川町	21,788	2,465	11.4	11,157	51.4	8,093	37.3
琴平町	7,785	638	8.2	3,823	49.3	3,300	42.5
多度津町	21,156	2,148	10.3	11,595	55.7	7,090	34.0
まんのう町	16,277	1,857	11.4	7,939	48.9	6,436	39.7
管内計	271,588	31,614	12.0	149,171	55.5	87,702	32.5
香川県	917,058	103,607	11.6	497,142	55.5	294,411	32.9

※資料：香川県人口移動調査報告

総数には年齢不詳を含むため、年少・生産年齢・老齢の各人口の合計とは合わない。
割合は年齢不詳を除いて算出。四捨五入処理により合計が一致しない場合がある。

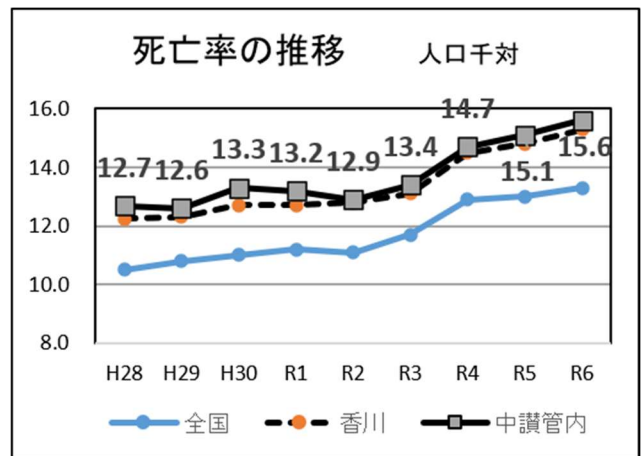
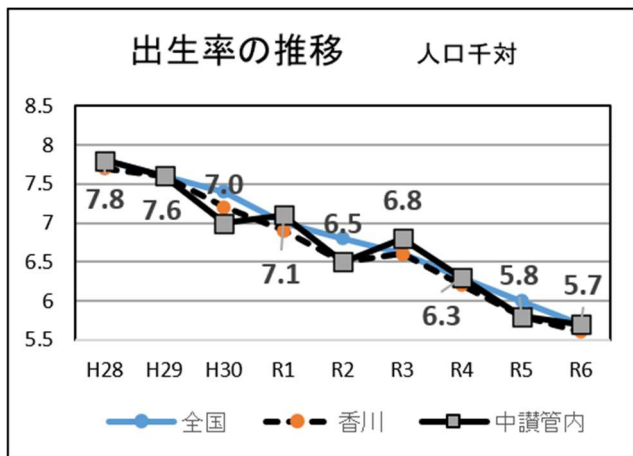
(4) 人口動態 (令和6年1月1日～同年12月31日)

人口動態総覧 (香川県)

市町名	出生数	死亡数	死産数	婚姻件数	離婚件数
丸 亀 市	718	1,461	19	407	193
坂 出 市	227	869	4	142	82
善 通 寺 市	181	485	4	141	61
宇 多 津 町	140	216	2	94	36
綾 川 町	110	384	0	59	24
琴 平 町	29	162	0	17	9
多 度 津 町	75	334	0	58	24
まんのう町	73	328	2	35	23
管 内 計	1,553	4,239	31	953	452
香 川 県	5,059	13,778	98	3,327	1,440

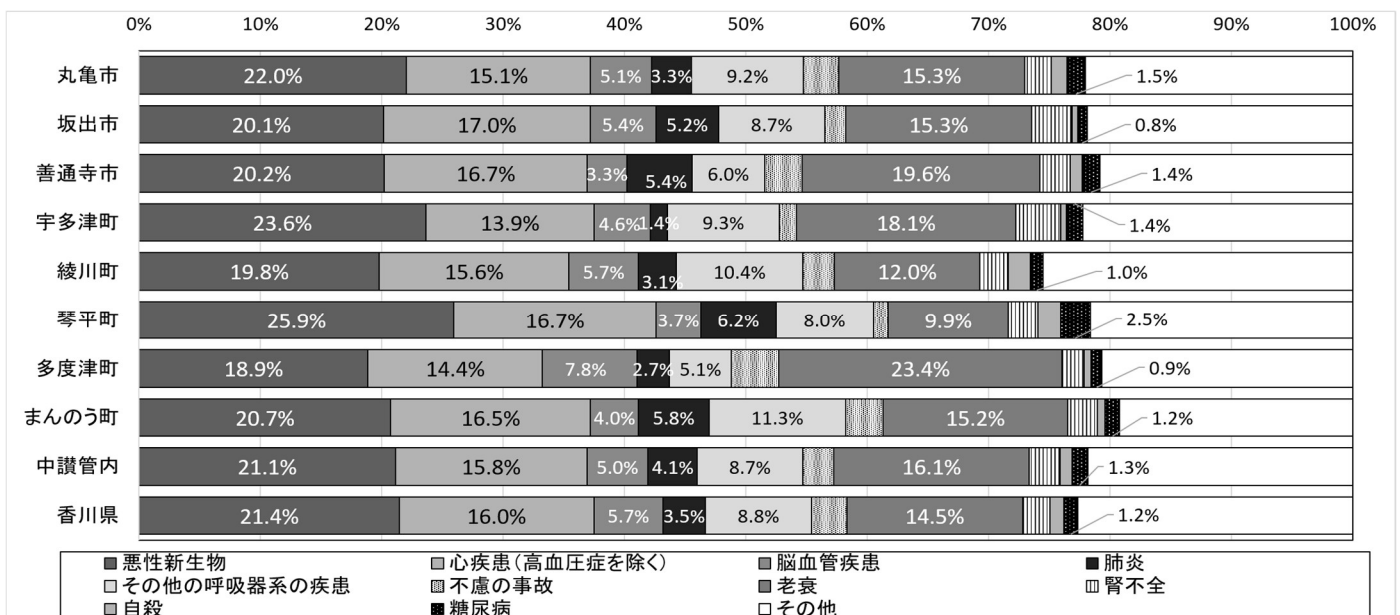
(5) 出生率及び死亡率の推移

人口動態総覧 (香川県)



(6) 主な死因別割合

令和6年香川県人口動態統計



第2節 事務所の概要

1 沿革

昭和11年11月	香川県健康保険相談所を高松市西の丸町に設置 (後に逓信省所管の簡易保険診療所が県に移管・統合し、高松保健所となる)
昭和12年4月	旧保健所法施行(人口12~13万人につき1保健所を基本)
昭和13年6月	香川県保健所規程制定
昭和13年12月	県内初の保健所として琴平保健所を琴平町富士見町に設置 (所管区域 丸亀市、仲多度郡全域、綾歌郡美合村・造田村・長炭村 人口13.5万人)
昭和14年9月	香川県健康保険相談所土庄支所を設置(後に土庄保健所となる)
昭和17年7月	讃岐・綾歌・大川・小豆・仲多度・三豊地方事務所を設置 (綾歌地方事務所を坂出市に、仲多度地方事務所を善通寺町に設置)
昭和18年5月 ~	丹生保健所(⇒S39大内保健所)、観音寺保健所、土庄保健所、長尾保健所(⇒S23平井保健所⇒S32三木保健所⇒S45高松保健所三木支所H11.3廃止)、高松保健所(⇒H11.4中部保健所)、坂出保健所(坂出市本町)、丸亀保健所(丸亀市地方)を順次設置
昭和19年10月	警察部衛生課が警察部から分離し、衛生部(医務課・予防課・公衆衛生課)を新設
昭和22年5月	衛生警察行政業務の保健所への全面移管により諸営業許認可事務の取扱開始
昭和23年1月	新保健所法施行(概ね人口10万人につき1保健所を基本)
昭和23年11月	琴平保健所がモデル保健所(昭和22年に指定)として保健所保健婦による市町村駐在活動を開始
昭和25年3月	琴平保健所が第一回保健文化賞(厚生大臣表彰)受賞 (健康相談件数、家庭訪問件数、人工気胸療法取扱件数等で全国第一の成績を収める。)
昭和26年10月	社会福祉事業法施行
昭和27年3月	丸亀保健所を丸亀市二番町に移転
昭和27年6月	27離島巡回のため丸亀保健所に初代診療船「さぬき」(全国初、X線装置装備)を配備
	昭和33年2月、二代目を配備
	昭和43年5月、三代目を配備
	昭和55年3月、四代目を配備
	平成12年3月、四代目を廃船(福)恩賜財団済生会の診療船「済生丸」に業務引継
昭和32年4月	①社会福祉事業法に基づき県福祉地区を中部・大川・小豆・仲多度・三豊の5地区とし、中部福祉事務所(所管区域 木田郡・香川郡・綾歌郡)を高松市に設置 ②讃岐等6地方事務所を廃止し、大川・小豆・仲多度・三豊の4県事務所を設置 仲多度事務所に総務課、税務課、福祉課(所管区域 仲多度郡)を設置
昭和38年4月	厚生部を設置
昭和41年8月	丸亀保健所を丸亀市図書館に移転
昭和44年8月	琴平保健所を琴平町榎井に移転
昭和46年8月	丸亀保健所を丸亀市大手町に移転
昭和47年8月	坂出保健所を坂出市入船町に移転
昭和49年4月	厚生部が民生部と環境保健部に分離 保健所は環境保健部が所管

平成 5 年 4 月	老人及び身体障害者福祉分野で、施設入所措置事務等が県から町へ移譲
平成 6 年 7 月	地域保健法一部施行（保健所法を改称）
平成 8 年 4 月	民生部と環境保健部を再編し、健康福祉部を新設 保健所は健康福祉部が所管
平成 9 年 4 月	地域保健法全面施行（二次保健医療圏に1保健所を基本、保健所の集約化）
平成 11 年 4 月	中核市・保健所政令市への移行に伴い、高松市が高松市保健所を設置
平成 12 年 4 月	地方分権一括法施行
平成 12 年 6 月	社会福祉法施行（社会福祉事業法を全面改正、改称）
平成 14 年 4 月	①丸亀保健所、坂出保健所及び琴平保健所を統合して中讃保健所とし、坂出支所、琴平支所を設置（所管区域 3 市、綾歌郡・仲多度郡 11 町） ・体制 中讃保健所は、環境保全部門の環境管理室を設置し、総務課、保健予防課、保健指導課、衛生課、環境管理室の 4 課 1 室体制 坂出支所、琴平支所は、保健予防課、保健指導課、衛生課の 3 課体制
	②中部福祉事務所及び仲多度事務所福祉課を再編するとともに所管区域を見直し、中讃福祉事務所を満濃町に設置（所管区域 綾歌郡・仲多度郡 11 町） ・体制 地域福祉課、生活福祉課の 2 課体制
	③中部保健所、大内保健所、中部福祉事務所及び大川事務所福祉課を統合し、東讃保健福祉事務所を高松市に設置（大川・小豆・仲多度・三豊の 4 県事務所を廃止）
平成 15 年 4 月	知的障害者福祉分野で、施設入所措置事務等が県から町へ移譲
平成 16 年 4 月	①中讃保健所、同坂出支所、同琴平支所と中讃福祉事務所を丸亀市土器町に移転・統合して中讃保健福祉事務所を設置 ②西讃保健所衛生課検査部門を廃止し、中讃・西讃を所管区域とする試験検査室を中讃保健福祉事務所に設置 ・体制 生活福祉総務課、健康福祉課、保健対策第一課、保健対策第二課、衛生課、試験検査室、環境管理室の 5 課 2 室体制 ③衛生課に中讃・西讃を所管区域とする食品衛生監視第 2 機動班を設置 ④西部子ども相談センターを事務所 2 階に移転
平成 17 年 4 月	西讃管内の犬猫の引取、搬送業務を中讃保健福祉事務所に集約
市町合併により所管区域は、3 市 11 町⇒3 市 5 町となる。	
平成 17 年 3 月	飯山町、綾歌町が丸亀市と合併する。（福祉業務を丸亀市福祉事務所に移管）
平成 18 年 1 月	国分寺町が高松市と合併する。（保健・福祉業務を高松市保健所・福祉事務所に移管）
平成 18 年 3 月	琴南町、仲南町、満濃町が合併し、まんのう町となる。 綾上町、綾南町が合併し、綾川町となる。
平成 21 年 4 月	①各事務所の介護保険業務を長寿社会対策課に集約 ②東讃保健福祉事務所のさぬき市への移転に伴い、東讃・小豆管内の試験検査業務及び県内すべての水質検査業務を環境保健研究センターに集約
平成 22 年 4 月	①各事務所の身体障害者手帳交付事務を障害福祉相談所に集約 ②健康危機管理のため安全・安心対策班を設置し、1 班 5 課 2 室体制

2 事務所の役割

中讃保健福祉事務所は、保健・医療・福祉・環境の連携を強化し、サービスや情報などを、総合的・一体的に提供することを目的に、中讃保健所・同坂出支所・同琴平支所と中讃福祉事務所を統合し、平成16年4月1日に設置したものである。

保健所の主な業務

- ・地域保健関係統計に関すること
- ・健康づくりに関すること
- ・母子保健・成人保健に関すること
- ・感染症に関すること
- ・医事及び薬事に関すること
- ・医療の向上に関すること
- ・精神保健・特定疾患に関すること
- ・食品衛生に関すること
- ・衛生上の試験・検査に関すること
- ・環境保全に関すること

福祉事務所の主な業務

- ・生活保護に関すること
- ・要保護児童に関すること
- ・高齢者福祉に関すること
- ・母子及び寡婦の福祉に関すること
- ・児童福祉に関すること
- ・身体障害者の福祉に関すること
- ・民生委員及び児童委員に関すること

社会情勢（環境）の変化

所管区域の広域化による機能強化
保健・医療・福祉・環境の連携の必要性

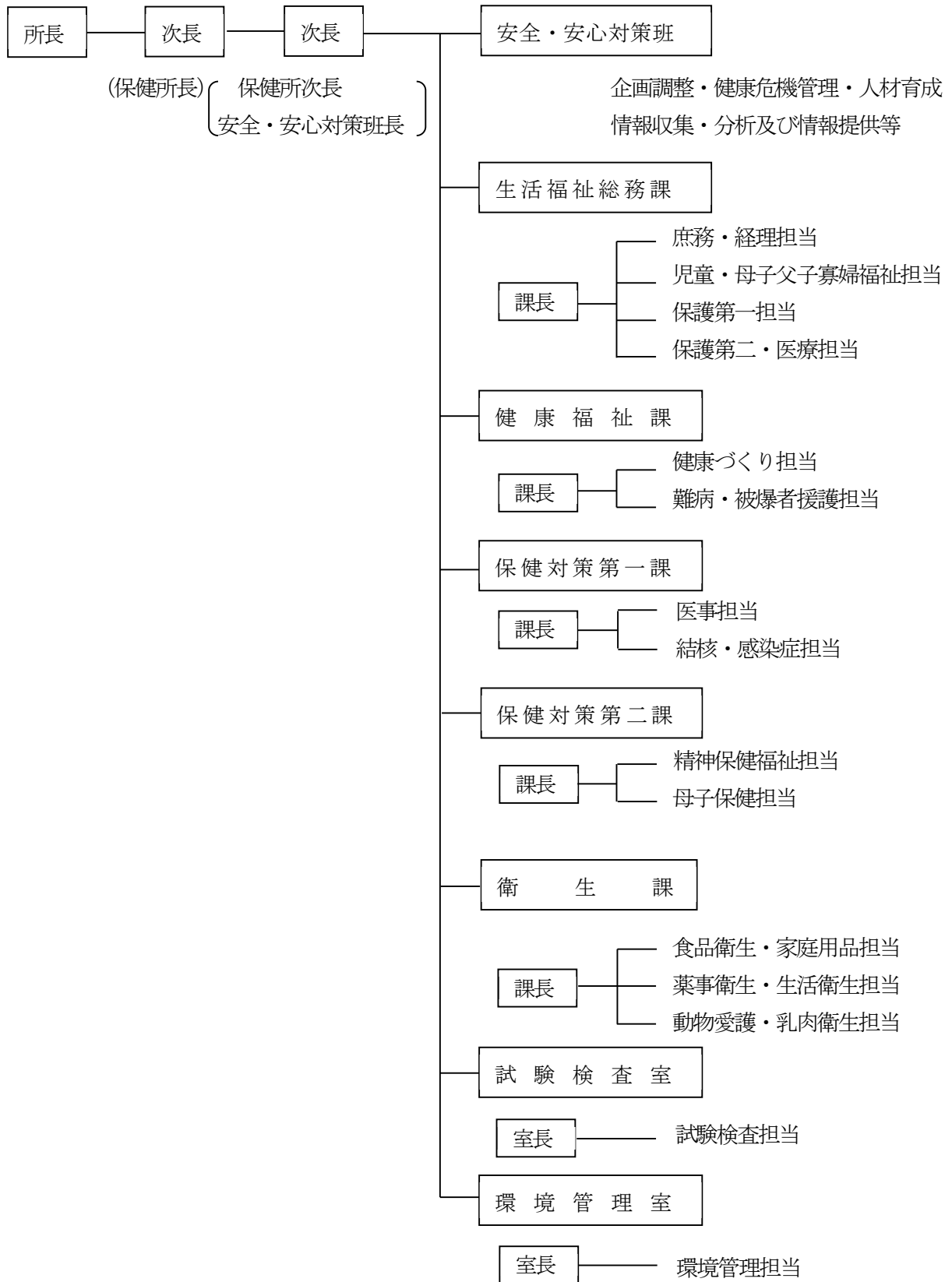
再編・統合

中讃保健福祉事務所の設置

【期待される役割】

- ・保健・医療・福祉に関する情報・サービスの一体的な提供
- ・保健・医療・福祉の総合的な相談の実施
- ・医療機関への資質向上対策の充実
- ・健康危機管理体制の充実
- ・廃棄物の不適正処理に関する指導監視体制の強化
- ・環境保全対策の充実
- ・市町相互の連絡調整機能の強化

3 機構図



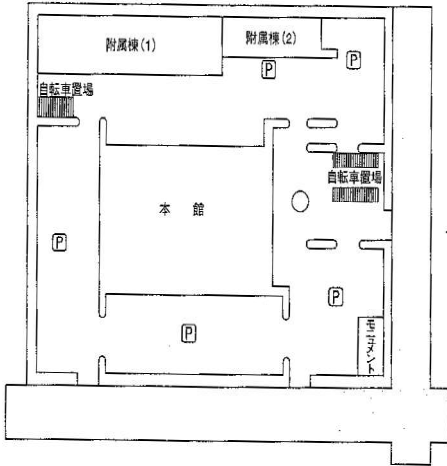
4 各課(室)の分掌事項

(R8.4.1現在)

課(室)名	分 掌 事 項
安全・安心対策班	<ul style="list-style-type: none"> ・ 総合的な企画調整に関する事 ・ 情報の収集・分析、情報提供及び調査研究に関する事 ・ 健康危機管理に関する事 ・ 人材育成に関する事
生活福祉総務課	<ul style="list-style-type: none"> ・ 中讃保健福祉事務所の管理運営に関する事 ・ 庶務、会計事務に関する事 ・ 生活保護に関する事 ・ 母子父子及び寡婦の福祉に関する事 ・ 児童及び高齢者の福祉に関する事 ・ 身体障害者の福祉に関する事 ・ 民生委員及び児童委員に関する事 ・ 保健衛生統計及び生活保護に係る医療統計に関する事
健康福祉課	<ul style="list-style-type: none"> ・ 健康づくりに関する事 ・ 生活習慣病の予防に関する事 ・ 栄養改善及び歯科保健に関する事 ・ 難病対策に関する事 ・ 原子爆弾被爆者の健康管理に関する事 ・ 石綿(アスベスト)対策に関する事 ・ かがわ思いやり駐車場制度に関する事
保健対策第一課	<ul style="list-style-type: none"> ・ 医療に係る統計に関する事 ・ エイズその他の感染症対策に関する事 ・ 臓器及び骨髄の移植の推進に関する事 ・ 病院、診療所その他の医療施設に関する事 ・ 保健医療関係者等の免許に関する事
保健対策第二課	<ul style="list-style-type: none"> ・ 精神保健及び精神障害者の福祉に関する事 ・ 母子保健に関する事
衛生課	<ul style="list-style-type: none"> ・ 旅館業、興行場及び公衆浴場業に関する事 ・ 理容業、美容業及びクリーニング業に関する事 ・ 薬事に関する事 ・ 毒物及び劇物に関する事 ・ 薬物乱用の防止に関する事 ・ 血液対策に関する事 ・ 温泉に関する事 ・ 食品衛生に関する事 ・ 家庭用品に関する事 ・ 狂犬病予防に関する事 ・ 動物の愛護及び管理に関する事 ・ 化製場等に関する事
試験検査室	<ul style="list-style-type: none"> ・ 食品の依頼検査に関する事 ・ 食品・家庭用品の行政検査に関する事 (西讃保健福祉事務所管内も含む) ・ 感染症の行政検査に関する事 (西讃保健福祉事務所管内も含む)
環境管理室	<ul style="list-style-type: none"> ・ 公害の防止に関する事 ・ 廃棄物の適正処理に関する事 ・ 浄化槽に関する事 ・ 水道及び飲料水に関する事 ・ 公害苦情の処理に関する事 ・ 水質依頼検査に関する事 ・ その他環境の保全に関する事

5 平面図

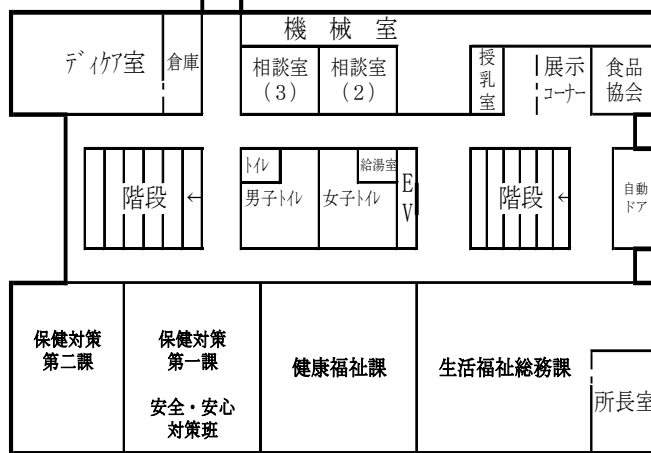
建物配置図



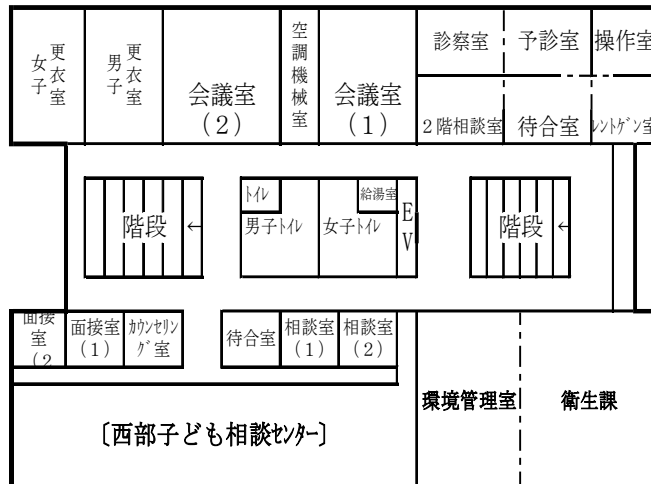
階層別配置

1階	所長室 安全・安心対策班 生活福祉総務課 健康福祉課 保健対策第一課 保健対策第二課 相談室・デイケア室 展示コーナー・授乳室
2階	衛生課・環境管理室 診察室・レントゲン室 会議室 西部子ども相談センター
3階	試験検査室 栄養改善室 研修室

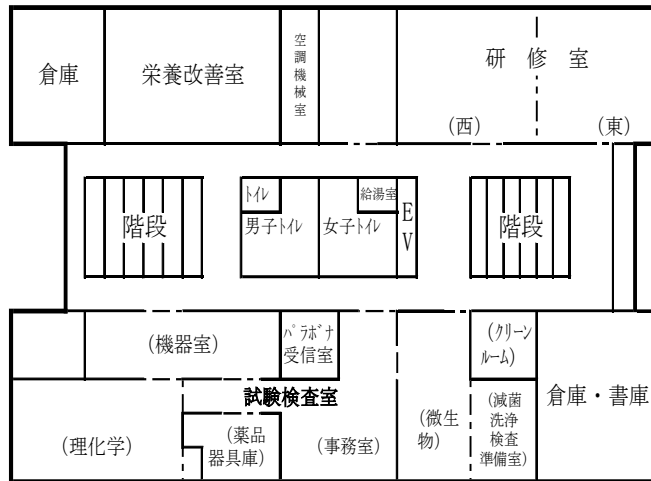
1階



2階



3階



第3節 事務所の重点活動・事業

管内の課題等をふまえて、事業所全体で次の事業に重点的に取り組んだ。

事業	取り上げた理由	到達目標	結果
「健やか香川21ヘルスプラン(第三次)」の推進	県では「健やか香川21ヘルスプラン(第3次)」を令和6年3月(計画期間:令和17年度までの12年間)に策定し、健康増進施策を推進している。その目標の達成に向け、生活習慣病等の健康課題や健康行動未実践者が多い若者や働く世代に対し、健康づくりの関心・意欲を高め、実践につながるよう健康づくり対策を推進する。	<p><中長期目標> 健康行動未実践者が多い若者や働く世代の健康意識の醸成を図るとともに生活習慣病患者を減少させる。</p> <p><今年度目標> 健康行動未実践者の多い若者や働く世代への健康づくり支援や食環境の整備を図る。</p>	<p>【特定給食施設を設置する事業所等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1事業所、実施回数3回(計138名) ・事業所内に5か所ある食堂のうち、利用者数の多い3か所の食堂で、事業所保健師等と協同で健康測定を実施した。 ・アンケート結果より、参加者の約8割が生活習慣を改善したいと回答があった。 <p>【市町への支援】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・管内3市町、実施回数31回(853名) ・乳幼児健診に来所した保護者や健康相談に来所した方を対象に、管理栄養士や保健師と協同で健康測定を実施した。
(新)外国人妊産婦への支援健康危機管理体制の強化	<ul style="list-style-type: none"> ・本県の外国人妊産婦は増えており、全妊娠届出の約2%を占め、そのうち約6割は中讃及び西讃に住んでいる。 ・中讃管内では「技能実習及び特定技能実習」による在留外国人が約6割を占めている。 ・多文化共生のまちづくりに向けて、外国人妊産婦等が地域で孤立することなく、安心して妊娠・出産、子育てができる環境づくりが求められている。 ・管内市町の母子保健担当者及び地域の子育てひろば等の支援者は、言葉や文化の違いによる保健指導に困難さを感じており、外国人への相談援助技術の向上を図る必要がある。 	<ol style="list-style-type: none"> 1. 市町母子保健担当者等が、外国人の妊産婦の状況や、日本と母国の違いから生じる戸惑いや不安への理解を深めることにより、ポイントを押さえたわかりやすい保健指導ができる。 2. 外国人妊産婦等がサービスを利用するために必要な支援を明らかにすることができる。 	<ol style="list-style-type: none"> 1. 第1回外国人妊産婦等支援事業研修会 日時 令和7年6月30日(月)13:30~16:30 場所 中讃保健福祉事務所 3階研修室 参加者 95名(うち現地参加者32名) 2. 第2回外国人妊産婦等支援事業研修会 日時:令和7年7月14日(月)13:30~15:30 オンライン形式 参加者:62名 3. 第3回外国人妊産婦等支援事業研修会 日時:令和7年8月18日(月) 13時30分~15時30分 場所:サンメッセ香川2階中会議室 参加者数:46人
地域で取り組む野犬・野良猫対策の推進	犬猫の後先を考えない無責任なエサやり行為や不適正な飼養等により、野犬・野良猫が繁殖した地域では住民からの苦情が絶えない状況にあるが、保健所による野犬・野良猫の収容・引取りだけでは根本的な解決は困難であることから、当該地域の住民に野犬・野良猫問題を地域課題の1つとして捉えていただき、無責任なエサやりの抑止や、住みづらい環境づくりなど、地域住民が主体となった対策・活動を拡げていくことで、野犬・野良猫の増えない・いないまちづくりを推進していく必要がある。	<p>無責任なエサやりの抑止や野犬・野良猫の住みづらい環境づくりなど、地域住民による活動を推進する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・野犬対策活動支援地域数:3地域(継続実施) ・地域猫活動実施地域への助言・支援(3地域) ・推進等活動(市町・自治会への事業説明・調整、地域活動の実施、活動状況調査・助言、出前講座)の回数 計10回 	<ol style="list-style-type: none"> 1. 野犬対策活動支援地域数:4地域・7回) <ul style="list-style-type: none"> ・丸亀市及び各コミュニティセンターと連携のうえ、丸亀市の3地区において、野犬対策等に係る出前講座、地区行事でのビブス着用やパネル展示等を実施。 2. 地域猫活動実施地域への助言・支援 <ul style="list-style-type: none"> ・地域猫活動の実態調査及び助言(多度津町2地区) ・住民が主体となった活動や不妊去勢手術の促進に関するチラシを配布(15地区・477部)し、地域猫活動や野良猫の不妊去勢手術を促した。また、野犬対策でも同様のチラシ配布を実施(14地区・798部) ③その他活動 <ul style="list-style-type: none"> ・市町、自治会への事業説明・調整:7回 ・動物愛護管理に関する出前講座:3回 ・地域イベントでの啓発ブース出展:2回 ・市町役場等でのパネル展示:9回 ・啓発資材作成:のぼり、ティッシュ、割り箸、クリナークロス、風船

第2章 安全・安心対策班業務

平成6年に制定された「地域保健法」により、保健所は広域的・専門的・技術的拠点として位置づけられている。さらに、近い将来の発生が予測される南海トラフ地震などの自然災害への対応、パンデミックとなった新型コロナウイルス感染症等の感染症対策、食品安全対策、医療安全対策など、保健所には健康危機管理の拠点としての機能や広域的な調整機能が求められている。

こうした背景を踏まえ、保健所の健康危機管理機能及び企画調整機能のさらなる強化を図るため、「安全・安心対策班」が設置されている。

第1節 総合的な企画調整

地域の健康課題や生活環境等の課題について、所全体で捉え対策を立て、保健、福祉及び生活環境等に関する事業を総合的に実施、評価するため横断的な調整を行った。また、市町等の関係機関との連絡調整の場を設定し、市町支援及び協働に係る企画調整を行った。

(1) 企画調整会議等（所内）

各課相互の連絡調整、情報の共有化を図り、管内の保健、医療、福祉などの現状と課題を明らかにし、事務所活動を効率的、効果的、計画的に推進した。

開催月日	場 所	内 容	参加人数
R7. 4. 21 ～22	中讃保健 福祉事務所	事務所の年間計画としての重点事業計画の策定と事業評価に関すること	12

(2) 安全・安心対策班連絡会（本庁・出先）

保健福祉総務課と各保健福祉事務所安全・安心対策班との連携及び連絡調整を図るため、保健福祉総務課が開催する連絡会に参加した。

開催月日	場 所	内 容
R7. 5. 29	本庁 会議室	・保健福祉事務所の重点事業計画について

(3) 保健福祉事業に関する市町連絡会・勉強会

市町の連絡会及び勉強会に地区担当及び安全・安心対策班の保健師等が参加し、タイムリーな情報交換や地域の健康課題の共有を行い、市町と保健所の相互理解や連携強化を図った。

市 町 名	場 所	参加回数
丸亀市	丸亀市役所	1回
善通寺市	善通寺市役所	1回
多度津町	多度津町役場	5回
まんのう町	かりん健康センター	12回
琴平町	琴平町役場	3回

(4) 地域ケア会議等

地域包括ケアシステムの実現に向けて市町が実施する地域ケア会議、意見交換会等に参加し地域課題の抽出、共有を行った。

市町名	場 所	会の名称	回 数
丸亀市	丸亀市役所	地域包括支援センター運営協議会	1回
宇多津町	宇多津町保健センター	地域包括支援センター運営協議会	1回
		地域ケア会議	2回
		地域ケア個別会議	1回
まんのう町	まんのう町役場	地域ケア個別会議	9回

第2節 健康危機管理

大規模災害や感染症等の健康危機に迅速かつ的確に対応するために、マニュアルの見直しなど所内の体制整備を推進するとともに、中讃圏域健康危機管理連絡会等を通じて関係機関相互の協力体制の確立を図った。

(1) 中讃圏域健康危機管理連絡会

平常時から関係機関による健康危機管理に係る情報交換、役割の明確化等を行うため、当事務所において、次のとおり連絡会を開催した。

	開催月日	内 容	参加人数
第1回	R7. 6. 19	<ul style="list-style-type: none">令和7年度における健康危機管理に関する取組みについて医療救護体制整備状況及び避難行動要支援者対策の現況について新型インフルエンザ等対策行動計画等について大規模災害時対応に関する情報提供令和7年度年間計画（案）について	58
第2回	R8. 1. 15	<ul style="list-style-type: none">令和7年度における健康危機管理に関する取組結果について市町新型インフルエンザ等対策行動計画について大規模災害時対応に関する情報提供	56

(2) 健康危機管理に係る各種マニュアルの見直し

当事務所健康危機管理マニュアル・発災時業務リスト及び中讃地域災害医療対策活動会議マニュアルの見直しを行った。

(3) 健康危機管理に係る訓練の実施

所内・管内関係者を対象に、次表のとおり訓練を行い、関係者の健康危機管理に対する意識及び対応能力の向上を図った。

開催月日	場 所	内 容	対 象	参加人数	備 考
R7. 5. 28 (AM) R7. 6. 2 (PM)	中讃保健 福祉事務所	防護服着脱・搬送車所内訓練	所内職員 消防関係者	延べ32 延べ28	第3節(6) 参照
R7. 7. 9	中讃保健 福祉事務所	発災時業務机上訓練	所内職員	42	第3節(6) 参照
R7. 9. 17	中讃保健 福祉事務所	高病原性鳥インフルエンザ等対 応防護服着脱訓練	所内職員	39	第3節(6) 参照
R7. 10. 22	中讃保健 福祉事務所	新 EMIS 操作訓練	所内職員 市町関係者	49	第3節(6) 参照
R7. 11. 18	中讃保健 福祉事務所	アイソレーター操作訓練	所内職員	34	第3節(6) 参照

(4) 高病原性鳥インフルエンザ対応

令和8年1月に発生した高病原性鳥インフルエンザ患者の対応について、防疫作業従事者の防護服着脱指導等及び殺処分業務を行った。(延べ10名)

第3節 人材育成

地域の公衆衛生活動従事者の資質向上を図るため、研修の体系化を図るとともに、職種横断的な研修を実施した。

(1) 中讃保健福祉事務所管内地域保健関係職員等研修会及び統括保健師等意見交換会

地域の保健福祉のニーズの変化や健康危機等の課題に対応し、地域特性に応じた施策の円滑な推進を図るため、地域保健に従事する保健師等の現任者研修を実施し、相互の連携を図るとともに関係職員の資質の向上に努めることを目的に実施した。

開催月日	場 所	内 容	参加人数
R7. 7. 1	中讃保健 福祉事務所	【統括保健師等意見交換会】 ①各機関の新体制について ②災害対策・人材育成について 医療救護体制整備状況、災害時保健活動の取組みと課題の共有 ③保健事業について 令和7年度保健事業（重点）等	計15名 (内訳) 市町7 保健所8
R7. 10. 22	中讃保健 福祉事務所	【地域保健関係職員等研修会】 災害研修 ① 講演「災害時対応～EMIS研修～」 講師 香川県健康福祉部医療政策課 藤澤陽大 ②システム操作訓練	計49名 (内訳) 市町8 保健所41
R8. 2. 27	中讃保健 福祉事務所	①講義「ナッジ理論について」 講師 中讃保健所 所長 横山勝教 ②グループワーク	計19名 (内訳) 市町8 保健所10 その他1

(2) 新任期保健師研修

以下のとおり各新任保健師研修を実施するとともに、これらの実施状況を踏まえて、新任期（1・2年目）保健師の人材育成のあり方について、関係者の共通認識と理解のため、新任期保健師人材育成マニュアルを作成した。

① 新任保健師研修（1年目）

行政に働く保健師として、地域保健活動における考え方や、必要な専門知識と技術の習得など、職業人としての基盤形成を図ることを目的に実施した。

<方法>

- ・各新任保健師にプリセプターを配置し、育成計画を立て、職場内研修（OJT）を実施した。
- ・新任保健師育成サポーターを配置し、母子保健や成人保健、介護予防事業等を経験するための市町事業への参画や家庭訪問に同行して必要な助言指導を行った。
- ・保健師課長、プリセプター、教育担当で毎月カンファレンスを行うとともに、3か月目、6か月目、1年目には育成サポーターも含めて進捗状況の確認と評価を行い、研修計画の修正等を行った。

② 新任期課題別研修（概ね2年目の新任期保健師）

個別支援や保健事業等を通して、地域の特性や地域資源から健康課題を把握し、その解決に向けて行動できることを目的に実施した。

<対象者>

8名（丸亀市3名、坂出市1名、琴平町1名、多度津町1名、まんのう町1名、保健所1名）とそのプリセプター

<方法>

成果報告会は、管外の市町、保健所も視聴できるようハイブリッドで開催した。

開催月日	場 所	内 容	参加者（参加人数）
R7. 5. 16	中讃保健福祉事務所	○オリエンテーション ・研修目的、研修計画（進め方）についてタイムスケジュールの確認等	新任保健師、プリセプター、保健師課長、人材育成担当（計19名）
R7. 7. 7	中讃保健福祉事務所	○個別研修コンサルテーション ・各自の研修課題や計画の明確化 ・今後の研修の方向性の確認	新任保健師、プリセプター、保健師課長、人材育成担当（計18名）
R7. 7. 14	中讃保健福祉事務所	助言者：香川県立保健医療大学 教授 辻よしみ	新任保健師、プリセプター、保健師課長、人材育成担当（計22名）
R7. 12. 2	中讃保健福祉事務所	○中間報告会 ・進捗状況、課題や研修後半の方向性などに対する助言	新任保健師、プリセプター、保健師課長、人材育成担当等（計10名）
R7. 12. 3	中讃保健福祉事務所		新任保健師、プリセプター、保健師課長、人材育成担当等（計13名）
R8. 2. 20	中讃保健福祉事務所	○成果報告会 講評：中讃保健福祉事務所課長等	新任保健師、プリセプター、保健師課長、人材育成担当等（計38名）

③ プリセプター同士の悩みの共有と課題解決のためにプリセプター連絡会を開催した。

開催月日	場 所	内 容	対 象	参加者 (参加人数)
R7. 6. 23	中讃保健 福祉事務所	○情報交換 新人との関わり方、その中での悩み や課題について	所内保健師	プリセプター、育成サ ポーター、人材育成担 当 (計 7名)
R7. 9. 30	中讃保健 福祉事務所	○講義・演習・情報交換 「多様な価値観の新人を育てる、共 感コーチング」 講師：中讃保健所 所長 横山勝教	所内保健師 市町保健師	プリセプター、保健師 課長、育成サポーター 人材育成担当 (計 19 名) 内訳：市町 11、 保健所 8
R8. 3. 16	中讃保健 福祉事務所	○情報共有 1年を振り返って	所内保健師	プリセプター、保健師 課長、人材育成担当 (計 7名)

④ 中堅期保健師研修

次期リーダーを担う中堅期保健師（保健師実務経験年数が概ね6～20年程度）を対象に、県立保健医療大学の協力のもと、保健所が中心となり実施した。

<受講者>坂出市2人、多度津町1人、まんのう町1人、保健所2人

※成果報告会は、管外の市町、保健所も視聴できるようハイブリッドで開催した。

開催月日	場 所	内 容	参加人数
R7. 7. 14	中讃保健 福祉事務所	○管内グループトーク ・各自組織における新任保健師の人材育成に係 る現状や課題の共有、意見交換 ・研修の進捗状況の共有	計 11名 (内訳) 市町 5 保健所 6
R7. 8. 14			計 9名 (内訳) 市町 5 保健所 4
R7. 11. 6			計 9名 (内訳) 市町 5 保健所 4
R8. 2. 19	中讃保健 福祉事務所	○成果報告会 講評：中讃保健福祉事務所課長等	計 24名 (内訳) 市町 6 保健所 17 県庁 1

(3) 保健活動事例検討会（ファシリテーター研修）

保健師が公衆衛生看護活動を展開するためには、対人支援活動の能力向上とともに、個別課題への支援から地域の健康課題をみる視点、地域全体をみて個別の実態に触れる視点を養うことが必要である。そこで、各キャリアレベルの保健師が経験に基づく視点で事例を掘り下げ、保健師の視点に基づく支援を共有することにより、保健師全体のボトムアップを図ることを目的に実施した。また、次期リーダーを担う中堅期保健師のファシリテーション能力向上のため、管内の令和7年度中堅期保健師研修受講者に案内し、ファシリテーターの実践・習得できる機会とした。

開催月日	場 所	実施方法	参加人数
R7. 7. 28	中讃保健 福祉事務所	事例検討・ファシリテーター研修 講義「事例検討とは」及び事例検討、ファシリテーターの振り返り 講師・助言者：香川県立保健医療大学 助教 藤村保志花	21
R7. 10. 20		事例検討	19
R7. 12. 15		事例検討	12

(4) 所内保健師会・勉強会

所内4課（安全・安心対策班、健康福祉課、保健対策第一課、保健対策第二課）及び西部子ども相談センターの保健師が集い、地域保健の動向を踏まえた保健活動や、災害等に対して迅速かつ的確に保健活動ができるよう情報を共有し、意見交換等を行った。（13回、延べ272名）

また、所内保健師等が災害時保健活動の展開に備えた準備ができるとともに、専門性をもって保健活動に従事できるよう勉強会を実施した。（5回、延べ79名）

(5) 学生等の実習・研修指導

保健師・看護師・管理栄養士を目指す学生等を受け入れ、地域保健活動に関わる業務について実習・研修指導を行った。

担当課	学 校 名 等	区 分	期 間	人 数
安全・安心 対策班	香川県立保健医療大学大学院 1年、2年	保健師	R7. 5. 12～6. 6 R7. 9. 8～10. 24	2年 2 1年 2
	四国医療専門学校	看護師	R7. 6. 25	33
	香川県立飯山高等学校		R7. 7. 31	31
健康福祉課	くらしき作陽大学、ノートルダム 清心女子大学、美作大学、武庫川女 子大学、神戸女子大学	管理栄養士	R7. 8. 25～8. 29	7
合 計				75

(6) 所内会

所内職員を対象に、連携の強化と相互理解を図り、地域のニーズに的確に対応でき、県民の視点に立ったサービスが提供できるよう、活性化された職場環境づくりと人づくりを目的に研修を実施した。

開催月日	内 容	参加人数
R7.4.24	新任者・転入者オリエンテーション	44
R7.5.28	防護服着脱・搬送車所内訓練	32
R7.6.2	防護服着脱・搬送車所内訓練	28
R7.7.9	発災時業務訓練	42
R7.9.17	高病原性鳥インフルエンザ等対応防護服着脱訓練等	39
R7.10.22	発災時業務訓練	49
R7.11.18	アイソレーター操作訓練	34
合 計		268

第4節 情報の収集・分析及び調査研究等の推進にかかる調整

保健・医療・福祉に関する情報を幅広く収集及び分析するとともに、関係機関や住民に提供した。

(1) 情報の収集・分析、情報提供

管内の統計情報（人口動態統計・保健統計・国保病類統計など）の収集と地域保健事業・健康増進事業報告の取りまとめ等により、管内の情報収集と分析に努めた。

(2) 調査研究事業

管内の健康課題について、調査・研究を行い発表した。

調査・研究者	実施方法	学会等発表会
保健対策第一課	社会福祉施設で発生した感染症集団発生事例の振り返りからの考察について	令和7年度 四国公衆衛生学会
保健対策第一課	エボラウイルス病患者発生時の対応訓練から今後の医療体制の構築を考える。	令和7年度 四国公衆衛生学会

第3章 生活福祉総務課業務

第1節 統計調査

(1) 2025（令和7）年国民生活基礎調査

保健、医療、福祉、年金、所得等国民生活の基礎的事項を調査し、厚生労働省の所掌事務に関する政策の企画及び立案に必要な基礎資料を得るとともに、各種調査の調査客体を抽出するための親標本を設定することを目的とするものである。

第2節 母子及び父子並びに寡婦福祉

母子家庭等の経済的自立への支援と生活意欲の助長を図るため、母子父子寡婦福祉資金の貸付や職業能力向上を目的とする自立支援給付金の給付、母子・父子自立支援員による各種相談・指導等を実施した。

(1) 母子父子寡婦福祉資金貸付状況

(R8.3.31 現在)

資金種別	新規貸付		継続貸付		合計	
	件数	金額（円）	件数	金額（円）	件数	金額（円）
事業開始						
事業継続						
修学	2	2,352,000	4	3,786,000	6	6,138,000
技能習得			1	750,000	1	750,000
修業						
就職支度						
医療介護						
生活			1	456,000	1	456,000
住宅						
転宅	1	260,000			1	260,000
就学支度	1	590,000			1	590,000
結婚						
特例児童扶養						
合計	4	3,202,000	6	4,992,000	10	8,194,000

(2) 母子父子寡婦福祉資金貸付残高

(R8. 3. 31 現在)

資金種別	母子資金 (円)	父子資金 (円)	寡婦資金 (円)	合計
事業開始			805,360	805,360
事業継続				
修学	118,593,215	6,576,476	7,059,824	132,229,515
技能習得	4,955,429			4,955,429
修業	437,800			437,800
就職支度				
生活	6,349,278			6,349,278
住宅	1,295,088			1,295,088
転宅	317,785			317,785
就学支度	16,308,938	1,041,398	949,252	18,299,588
合計	148,257,533	7,617,874	8,814,436	164,689,843

(3) 母子・父子自立支援員相談状況

相談種別		相談件数	相談種別		相談件数	相談種別		相談件数	相談種別		相談件数		
生活一般	住宅	37	児 童	養育	39	生活 援 護	母子 貸付 償還	104 307	そ の 他	売店 設置	0		
	医療	38		教育	17		寡婦 貸付 償還	1 5		たばこ 販売	0		
	家庭 紛争	夫等の 暴力		27	非行		0	父子 貸付 償還		貸付	3	公営 住宅	0
		その他		8	就職		4			償還	12	施設の 利用	0
	就労	245		その他	0		公的年金	0		生活 支援施設	1		
	結婚 養育費	6					児童扶養 手当	6					
	その他	33					生活保護	30					
							税	1					
							その他	17		小計	1		
	小計	394		小計	60		小計	486		合計	941		

(4) 母子家庭等自立支援給付金事業

区分	自立支援教育訓練 給付金事業		高等職業訓練促進 給付金等事業	
		追加支給	訓練促進給付金	修了支援給付金
申請件数	1	4	1	4
支給決定件数	5	4	1	4
給付金額	3,978,826円	1,643,178円	7,120,000円	200,000円

第3節 障害者福祉

在宅の重度の身体障害者の福祉の増進を図るため、特別障害者手当等の認定及び支給を行った。

(1) 特別障害者手当等受給資格者認定状況 (R8. 3. 31 現在)

町名	特別障害者手当	障害児福祉手当	福祉手当	合計
宇多津町	17	8	0	25
綾川町	27	9	0	36
琴平町	10	2	0	12
多度津町	25	7	1	33
まんのう町	17	8	0	25
合計	96	34	1	131

(2) 特別障害者手当等支給状況 (単位：円)

町名	特別障害者手当	障害児福祉手当	福祉手当	合計
宇多津町	5,657,280	1,666,610	0	7,323,890
綾川町	8,694,550	1,603,850	0	10,298,400
琴平町	3,858,290	384,760	0	4,243,050
多度津町	9,253,760	1,522,940	192,380	10,969,080
まんのう町	6,216,490	2,019,580	0	8,236,070
合計	33,680,370	7,197,740	192,380	41,070,490

第4節 家庭・児童福祉

子ども女性相談センターと連携を取りながら、配偶者等からの暴力や離婚問題などに関する相談業務を行った。

また、西部子ども相談センターをはじめ、学校関係や民生児童委員等との連携を図り、不登校や虐待等の児童の問題に関して、家庭訪問、電話相談、来所面接による相談業務を行った。

家庭・児童相談状況<延べ件数>

人間関係				経済関係							医療関係				住居問題その他	児童相談	合計
夫等				生活困窮	借金・サラ金	求職	その他	病気	精神的問題	妊娠・出産	その他						
夫等の暴力	酒乱・薬物中毒	離婚問題	その他									子ども	親族	その他家庭問題等			
22	0	13	15	4	19	2	5	0	3	4	3	4	0	0	7	6	107

第5節 民生委員・児童委員

民生委員児童委員が住民の福祉の増進を図るため円滑に活動できるよう支援した。

<民生委員児童委員の委嘱状況> () 内は定数 (R8.3.31 現在)

町名	区域担当	主任児童委員	合計
宇多津町	23 (25)	2 (2)	25 (27)
綾川町	43 (44)	4 (4)	47 (48)
琴平町	30 (32)	2 (2)	32 (34)
多度津町	55 (57)	4 (4)	59 (61)
まんのう町	58 (58)	4 (4)	62 (62)
合計	209 (216)	16 (16)	225 (232)

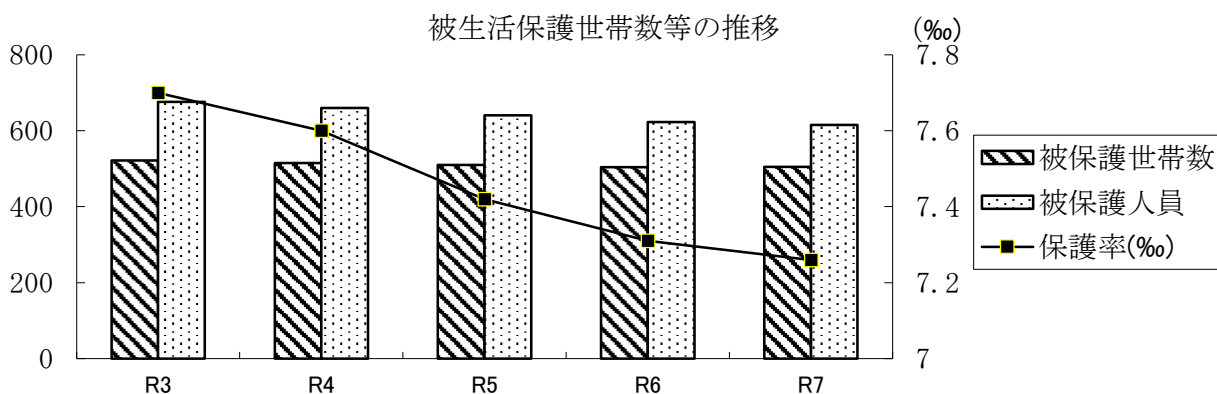
第6節 生活保護

平成21年度以降増加していた管内被保護世帯数・人員、保護率は、平成25年度からほぼ横ばい状態で、令和2年度は増加に転じたものの、令和3年度以降は減少している。

また、令和7年度の保護開始73件、廃止69件の状況を見ると、開始理由は「仕送り等の減少」が最も多く68.5%を占め、廃止理由は「死亡」が最も多く26.1%を占めている。

(1) 被保護世帯数・人員の推移 (各年度3月)

町名	R3年度		R4年度		R5年度		R6年度		R7年度	
	世帯数	人員	世帯数	人員	世帯数	人員	世帯数	人員	世帯数	人員
宇多津町	170	238	172	237	170	238	172	237	180	226
綾川町	53	73	57	72	53	73	57	72	67	78
琴平町	118	142	114	140	118	142	114	140	96	105
多度津町	130	180	136	186	130	180	136	186	120	156
まんのう町	63	76	54	66	63	76	54	66	42	50
合計	534	709	533	701	534	709	533	701	505	615
県計	8,292	10,570	8,227	10,461	8,292	10,570	8,227	10,461	8,254	9,906
管内保護率(%)	7.70		7.60		7.42		7.31		7.26	



(2) 町別・世帯類型別生活保護の状況

(R8. 3月現在)

町名	世帯類型					計	保護人員	※一般人口	保護率(%)
	高齢者	母子	障害者	傷病者	その他				
宇多津町	103	16	12	36	13	180	226	18,613	12.14
綾川町	30	2	11	10	14	67	78	21,613	3.61
琴平町	72	0	7	13	4	96	105	7,630	13.76
多度津町	59	6	14	24	17	120	156	20,875	7.47
まんのう町	22	1	3	8	8	42	50	15,984	3.13
合計	286	25	45	89	51	505	615	84,715	7.26
構成比(%)	56.6	5.0	9.3	18.0	11.1	100.0			

※令和7年国勢調査により、R7.10月以降の数値が公表されていないため9月1日現在の推計数値を使用。

(3) 保護開始理由

(R8. 3月現在)

開始	R3年度		R4年度		R5年度		R6年度		R7年度	
	世帯数	率(%)	世帯数	率(%)	世帯数	率(%)	世帯数	率(%)	世帯数	率(%)
世帯主の傷病	20	22.7	10	11.9	20	22.7	10	11.9	5	6.8
世帯員の傷病	1	1.1	-	-	1	1.1	-	-	-	-
収入の減少	10	11.4	10	11.9	10	11.4	10	11.9	4	5.5
世帯主の死亡	2	2.3	1	1.2	2	2.3	1	1.2	2	2.7
仕送り等の減少	34	38.6	35	41.7	34	38.6	35	41.7	50	68.5
転入	9	10.2	7	8.3	9	10.2	7	8.3	5	6.8
その他	12	13.6	21	25.0	12	13.6	21	25.0	7	9.6
合計	88	100.0	84	100.0	88	100.0	84	100.0	73	100.0

※%の加算値については四捨五入のため100にはならない。

(4) 保護廃止理由

(R8. 3月現在)

廃止	R3年度		R4年度		R5年度		R6年度		R7年度	
	世帯数	率(%)	世帯数	率(%)	世帯数	率(%)	世帯数	率(%)	世帯数	率(%)
世帯主の治癒	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
世帯員の治癒	-	-	-	-	-	-	1	1.2	-	-
収入の増加	8	14.0	7	7.9	11	16.7	10	11.6	11	15.9
死亡	17	29.8	30	33.7	24	36.4	22	25.6	18	26.1
仕送り等の増加	2	3.5	4	4.5	2	3.0	10	11.6	7	10.1
転出	12	21.1	17	19.1	11	16.7	21	24.4	17	24.6
その他	18	31.6	31	34.8	18	27.3	22	25.6	16	23.2
合計	57	100.0	89	100.0	66	100.0	86	100.0	69	100.0

※%の加算値については四捨五入のため100にはならない。

(5) 救護施設入所者数の状況

(R8. 3. 31 現在)

施設名 町名	萬象園	清水園	合 計
宇 多 津 町	3	4	7
綾 川 町	5	2	7
琴 平 町	1	1	2
多 度 津 町	3	1	4
まんのう町	1	3	4
合 計	13	11	24

第7節 生活困窮者自立支援業務等

平成 27 年 4 月施行の生活困窮者自立支援法に基づく生活困窮者自立支援事業の実施に当たり、事業委託先が策定した支援プランの協議等を行うため、郡部で開催された支援調整会議に7回参加した。

区 分	新規支援	継続支援	支援終了
件 数	8	6	3

また、住居確保給付金については、1 件の申請があった。

第4章 健康福祉課業務

第1節 健康づくり・食育推進

1 健やか香川21ヘルスプラン推進事業

(1) 普及啓発

健やか香川21ヘルスプラン（香川県健康増進計画）の推進を図るため、様々な機会を利用して普及啓発を行い、一人ひとりの健康づくりの取組みを促した。

(2) 生活習慣・健康状態見える化事業

骨密度や野菜摂取量、呼気中一酸化炭素濃度の測定器等を活用して生活習慣の改善につなげる「骨密度・野菜摂取見える化チャレンジ」として、事業所や市町健康まつり等においてイベントを実施した。また、市町等に測定器を貸出（骨密度測定器54回、野菜摂取量測定器140回、呼気中一酸化炭素濃度測定器1回）して、健康づくりの取組みを支援した。

開催月日	場所	内容	測定人数
R7.10.18	香川短期大学	骨密度測定、栄養相談、がん啓発展示、大腸がんクイズラリー等	77
R7.10.26	多度津町地域交流センター	野菜摂取量測定、栄養相談、啓発展示等	137
R7.11.12	川崎重工業株式会社坂出工場	骨密度測定、野菜摂取量測定、一酸化炭素濃度測定、栄養相談、啓発展示等	64
R7.11.19			35
R7.11.21			36
R7.11.23	四国医療専門学校	野菜摂取量測定、栄養相談、啓発展示等	269

(3) 禁煙・受動喫煙対策推進事業

健康増進法に基づく受動喫煙防止対策について、飲食店等からの相談に対して指導・助言を行った。また、飲食店における受動喫煙対策キャンペーンとして、管内飲食店に対して調査を実施（管内11店舗）し、禁煙・受動喫煙防止対策を推進した。

喫煙可能室設置施設届出件数	喫煙可能室設置施設変更届出件数	相談・指導等件数
1	1	12

(4) 市町の支援

市町の健康増進計画の策定・推進を支援した。

市町名	市町食育推進計画の名称	支援状況	支援回数
まんのう町	まんのう健やかいきいきプラン	まんのう町健康増進計画をすすめる会	1

2 健康づくり政策推進アドバイザー等事業

健康づくり政策推進アドバイザーからの助言等を踏まえ、生活習慣・健康状態見える化事業のモデル市町である坂出市のほか、管内2市町の健康づくりの取組みを支援した。

開催月日	場所	内容	参加人数
R7.5.21	坂出市立松山こども園	講話「家族みんなで育む健康」	44
毎月第1火	坂出地域保健センター	野菜摂取量測定、栄養相談等	225
毎月第1金	綾川町総合保健施設綾南えがお	野菜摂取量測定、栄養相談等	246
偶数月第4水	宇多津町保健センター	野菜摂取量測定、栄養相談等	338

3 食育アクションプラン推進事業

(1) 普及啓発

かがわ食育アクションプラン（香川県食育推進計画）に基づき食育を推進するため、毎年6月の「かがわ食育月間」に、中讃保健福祉事務所健康福祉課窓口にて食育に関する展示・啓発を実施するなど、普及に努めた。

(2) 三つ星ヘルシーランチ店事業

飲食店と連携して食育や食環境づくりを推進するため、栄養成分表示や健康情報を提供し栄養バランス等に配慮した昼食を提供する飲食店を三つ星ヘルシーランチ店（管内 29 店舗）として登録し、「かがわ食育月間」には、三つ星ヘルシーランチ店と連携した普及啓発キャンペーンを実施（28 店舗）した。

(3) 高校生の食育推進講師派遣事業

若いうちから食への関心を高めるため、高校にて食に関する講話を実施した。

開催月日	場所	内容	参加人数
R7.9.17	農業経営 高校	講話「健全な食生活を設計できる、自立した大人になろう ～コンビニエンスストアなど身近なものを活用して～」	13

(4) 市町の支援

市町の食育推進計画の策定・推進を支援した。

市町名	市町食育推進計画の名称	支援状況	支援回数
丸亀市	健やか まるがめ21	丸亀市食育ネットワーク会議	2
		丸亀市食育講演会（野菜摂取量測定）	1
まんのう町	まんのう健やかいきいきプラン	まんのう町食育推進協議会	2
		まんのうっ子食育推進部会	2

第2節 生活習慣病予防対策

1 メタボリックシンドローム対策推進事業

(1) 健康出前講座

健康づくりに取り組む事業所の増加を図り、従業員とその家族の健康づくりを推進するため、健康出前講座を実施した。

開催月日	場所	内容	参加人数
R7.10.21	川崎重工業（株） 坂出工場	(1)講話「健診異常って何が悪いの!？」 講師 中讃保健福祉事務所 医師 杉峯貴文 (2)講話「今日も明日もこれからも好きなことを続けるために!!」 (3)野菜摂取量測定・立ち上がりテスト等	22

(2) 働き盛りの健康づくり支援

全国労働衛生週間説明会において健康測定を実施し、参加者や事業所に健康づくりを啓発した。

開催月日	場所	骨密度測定	野菜摂取量測定	一酸化炭素濃度測定	参加人数
R7.9.4	四国交通共済会館	8	25	-	77
R7.9.11	オークラホテル丸亀	17	26	15	109

2 糖尿病予防事業

(1) 小児生活習慣改善支援事業

子どもの頃からの健康づくりに向けた地域ぐるみの取組みを推進するため、管内こども園において保護者を対象とした健康教室や出前講座を実施した。また、食育ツールを活用した取組みを行った。

① 出前講座

開催月日	場所	内容	参加人数
R7. 5. 21	松山こども園（再掲）	講話「家族みんなで育む健康」	44
R7. 7. 29	ふじこどもデイサービス	講話「いろいろなものをたべよう！」	22

② 食育ツールの活用

開催月日	対象	配布数
R7. 7. 7	坂出市立東部小学校4年生	60

(2) 糖尿病ワースト上位脱出事業

綾歌地区において、医師会、歯科医師会、薬剤師会と行政が協働で、糖尿病など生活習慣病の対策を進める多職種連絡会や啓発イベントを開催した。また、多職種の相互理解や連携強化を目指した研修会を開催した。

① 生活習慣病対策多職種連絡会

開催月日	場所	内容	参加人数
R7. 6. 27	綾歌地区医師会館	イオンモール綾川でのイベント計画 ①	17
R7. 8. 25		イオンモール綾川でのイベント計画 ②	18
R7. 10. 15		イオンモール綾川でのイベントの振り返り 今後の多職種連携事業の取り組みについて	16

② 啓発イベント

開催月日	場所	内容	野菜摂取量測定	骨密度測定
R7. 9. 20	綾川イオンモール	生活習慣病予防クイズラリー、 骨密度・野菜摂取量測定、塩分 摂取体験、健康相談等	186	146

③ 生活習慣病対策多職種研修会

開催月日	場所	内容	参加人数
R8. 2. 25	綾川町えがお	(1)講話「糖尿病の生活指導について」 講師 綾歌地区医師会 監事 宮井陽一郎 (2)講話「綾川町の健康づくりの取り組みについて」 講師 綾川町健康福祉課 管理栄養士 河田真弓	46

3 がん対策推進事業

がん予防やがん検診受診率向上について、中讃保健福祉事務所内にポスター提示し、イベント等で大腸がんクイズラリーの実施や、リーフレットを配布するなど啓発を行った。

第3節 栄養改善

1 栄養相談・指導（来所や電話等による栄養相談・指導）

病態に応じた栄養相談を実施した。

	個別指導延べ人数		集団指導延べ人数	
	栄養指導	(再掲)病態別栄養指導	栄養指導	(再掲)病態別栄養指導
20歳未満	1	0	0	0
20歳以上	2	0	0	0

2 人材育成

地域栄養改善活動従事者研修事業

地域の栄養改善・健康増進に関わっている管理栄養士・栄養士等の人材育成・支援に努めた。

(1) 行政栄養士業務検討会

管内行政管理栄養士及び栄養士の資質向上及び情報共有のため検討会を開催した。

開催月日	場所	内容	参加人数
R7.8.25	中讃保健福祉事務所	(1)災害対策の取り組みについて (2)子どもの食事の取り組みについて (3)情報交換その他	14
R8.3.4	中讃保健福祉事務所	(1)令和7年度事業評価及び令和8年度事業計画 (2)生活習慣・健康状態見える化事業 市町の機器活用、事後指導について (3)人材育成について (4)情報交換その他	14

(2) 各市町食生活改善推進員養成支援

開催月日	市町名	内容	参加人数
R7.6.11	綾川町	講話「香川県の健康づくりについて」	11
R7.7.16	琴平町	講話「香川県の健康づくりについて」	8
R7.7.24	まんのう町	講話「健康日本21と栄養の基礎知識について」	12

3 食品関連事業者相談・指導事業

食品表示法（保健事項）、健康増進法に係る食品関連事業者相談・指導及び不適正表示の調査等を行った。

(1) 食品関連事業者相談・指導

区分	相談件数	指導件数
食品表示法（保健事項）	25	0
健康増進法	1	0

(2) 食品の一斉取締り

区分	立入施設数	不適正表示件数	
		食品表示法	健康増進法
夏期	8	2	2
年末	8	0	0

第4節 給食施設

1 給食施設栄養管理推進事業

(1) 指導状況

給食施設における栄養管理に関して、給食施設従事者等を対象とした研修会の開催による集団指導や、巡回指導等による個別指導を実施した。

① 給食施設従事者研修会

開催 月日	場所	内容	対象 者	参加 人数
R8. 2. 6	飯山総合 保健福祉 センター	(1) 講話「基礎的な調理業務における衛生管理等について」 講師 中讃保健福祉事務所 衛生課 在原朝子 (2) 情報提供「特定給食施設等における災害時の食事提供と 課題について」 (3) 情報提供「香川県災害時保健活動マニュアル～栄養・食 生活支援編～について」 (4) 講話「特別養護老人ホームにおける食事の BCP 整備に向 けた取り組み」 講師 特別養護老人ホーム仲南荘 管理栄養士 篠原絵美	病院 等	63

② 施設の規模別個別指導状況（延べ指導施設数）

区分	特定給食施設		その他の 給食施設	合計
	1回300食以上又は 1日750食以上	1回100食以上又は 1日250食以上		
学校	0	0	0	0
病院	7	21	19	47
介護老人保健施設	0	2	0	2
介護医療院	0	0	0	0
老人福祉施設	0	5	5	10
児童福祉施設	0	1	1	2
社会福祉施設	0	0	1	1
事業所	1	0	0	1
寄宿舎	0	2	0	2
矯正施設	0	0	1	1
自衛隊	1	0	0	1
その他	0	0	11	11
合計	9	31	38	78

(2) 給食施設設置・変更等届出状況

区分	設置	再開	変更	廃止	休止
届出数	0	0	6	3	1

(3) 特定給食施設等栄養管理報告の状況

管内給食施設の運営・栄養・衛生管理状況等を調査し、巡回指導等の基礎資料として活用した。

調査期間	対象施設数	調査票提出施設数
R7.6	266	262

(4) 給食施設数

(R8.3.31現在)

区分		学校	病院	介護 老人 保健 施設	介護 医療 院	老人 福祉 施設	児童 福祉 施設	社会 福祉 施設	事業 所	寄宿 舎	矯正 施設	自衛 隊	その 他	合計
特定給食施設	管理栄養士のみの施設	3	6	8	1	7	1	2	4	0	0	0	0	32
	管理栄養士・栄養士のいる施設	8	10	4	1	8	5	1	0	0	0	1	0	38
	栄養士のみの施設	5	0	1	0	2	17	0	2	2	0	0	1	30
	どちらもいない施設	9	0	0	0	0	18	0	11	3	1	0	1	43
	計	25	16	13	2	17	41	3	17	5	1	1	2	143
その他の給食施設	管理栄養士のみの施設	1	6	1	1	6	1	1	0	0	0	0	3	20
	管理栄養士・栄養士のいる施設	0	8	1	0	7	3	2	0	0	0	0	3	24
	栄養士のみの施設	0	0	0	0	11	12	0	0	0	0	0	6	29
	どちらもいない施設	5	0	0	0	6	10	2	5	0	2	0	18	48
	計	6	14	2	1	30	26	5	5	0	2	0	30	121
合計		31	30	15	3	47	67	8	22	5	3	1	32	264

※給食施設数は、特定給食施設又はその他の給食施設に係る届出内容による。

第5節 難病対策

1 指定難病医療費助成制度/特定疾患治療研究事業（難病患者の医療費の助成制度）

特定医療費（指定難病）受給者証及び特定疾患医療受給者証交付申請等の受付・進達事務、各種変更に伴う医療受給者証交付事務を行った。

区分	受付・進達業務							交付事務			
	新規申請数 (申請区分変更を含む)	更新申請数	自己負担上限額変更	保険証の変更	他県転出	償還払い請求	合計	住所氏名変更	再交付	高額長期	合計
件数	432	2,898	7	294	14	90	3,735	63	42	24	129

2 難病患者地域支援対策推進事業

(1) 在宅療養支援計画策定・評価事業

患者の状態に応じた支援をタイムリーに行うために、在宅療養支援関係者会を開催して支援計画を策定するとともに支援体制の強化を図った。

実施回数	患者実数	患者延数	参加者	延参加数
37	82	129	健康福祉課：保健師、看護師、管理栄養士（課長） 安全・安心対策班：保健師	111

(2) 訪問相談事業

患者や家族が療養生活で抱えている不安や悩みの軽減及び必要な情報やサービスの提供等のために、家庭訪問等で相談、指導、助言を行った。

区分	実件数	延べ件数
家庭訪問	67	180
来所相談	34	49
電話相談	83	312
その他	13	17
合計	197	558

(3) 訪問相談員育成事業

難病の患者に対する良質かつ適切な医療の確保を図るとともに、難病の患者およびその家族が地域で安心して暮らすことができるよう、支援者向け研修会をハイブリッド開催した。

開催月日	場所	内容	参加人数
R7.12.3	ひまわりセンター	講義「筋萎縮性側索硬化症の診療と療養支援について」 講師 独立行政法人 国立病院機構 高松医療センター 脳神経内科 診療部長 国土曜平	125 (会場 65、 ライブ 21、 オンデマンド 39)
R8.2.5	ひまわりセンター	講義「難病診療分野別拠点病院における患者・家族支援」 講師 独立行政法人 国立病院機構 高松医療センター 社会福祉士 十河宗布 講義「神経難病患者の支援の実際と留意点/事例検討」 講師 ケアマネージメントセンター 三好真寿	105 (会場 45、 ライブ 15、 オンデマンド 45)

(4) 医療相談事業

患者や家族等が疾病に関する知識や情報を得て、より安定した療養生活を送れるように、専門職による医療講演会及び患者・家族交流会をハイブリッド開催した。

開催月日	場 所	内 容	参加人数
R7.9.24	ひまわりセンター	講演「多系統萎縮症について学ぼう～より良い毎日のために～」 講師 独立行政法人 国立病院機構 高松医療センター 脳神経内科 診療部長 國土曜平	48 (来所 27、 オンライン 6、オンデマ ンド15)

(5) ケース会議等

患者の療養や災害時への支援等について検討した。

実施回数	患者実数	患者延数	参加者	参加人数
6	6	6	本人、家族、医師、居宅介護支援専門員、相談支援専門員、訪問看護師、理学療法士、福祉用具担当者、保健所保健師等	30

3 難病患者家族会育成・支援事業

パーキンソン病患者家族会に参加して療養に関する情報提供や相談・助言等を行った。

自助グループ名	回 数	内 容	参加人数
パーキンソン病患者家族会「タートルの会」	8	勉強会・座談会	141

4 災害時における難病患者の支援体制整備事業

項 目	主 な 内 容	件 数
災害時難病患者要支援者票(以下支援票)の作成	・ 県の「災害時における難病患者支援マニュアル」に基づき、在宅で人工呼吸器を装着している患者の支援票を患者等及び在宅療養支援者と共に作成・更新を行った。 ・ 患者の同意を得て、市町等の関係機関に支援票の情報提供を行った。	8
避難訓練	支援票を作成されている方について、関係機関とともに自宅で避難訓練(バッグバルブマスク使用方法確認、担架の使い方確認、準備物リスト作成等)を実施。	2
災害前安全避難入院等の対応	台風の接近に伴い、上記の患者に入院の調整等について連絡を行った。	8

5 その他

令和7年度香川県難病対策連絡協議会において、難病に罹患した方が利用できる制度一覧をまとめたハンドブックが発行され、香川県のホームページに掲載されたことについて、管内市町・医療機関等にお知らせした。

第6節 原爆被爆者援護

原爆被爆者援護法に基づき、被爆者健康手帳の交付及び健康診断を実施し、被爆者の健康の増進、福祉の発展に努めた。

(1) 被爆者健康手帳等所持者数

区 分	R7 年度末	(参考) R6 年度末
被爆者健康手帳	38	42
健康診断受診者証	0	0

(2) 健康診断実施状況

区 分	実施時期	受診者数	うち 精密検査受診者数	
一般検査	第1回	6月	15	0
	第2回	11月	11	0
	希 望	7～10月 12～2月	4	0
がん検診(胃・肺・乳・子宮・大腸・骨髄)		6	1	

(3) 被爆者援護法に基づく各種手当等の申請書進達等

医療特別手当、特別手当、健康管理手当、保健手当、原子爆弾小頭症手当、介護手当の6つの手当と葬祭料の申請書進達等

区 分	進達件数	区 分	進達件数
手当・葬祭料	0	被爆者健康手帳再交付	0
一部負担金相当額申請書等	0	被爆者健康手帳交付(新規)	1
		被爆者健康手帳交付(居住地変更)	0
合 計	0	合 計	1

第7節 石綿(アスベスト) 対策

石綿(アスベスト)に係る健康被害について、それらの健康不安に対応するため、健康相談を実施している。

また、平成18年3月27日に施行された石綿健康被害救済法による認定申請及び救済給付請求に関する相談等を受け付けた。

(1) 健康相談状況

区 分	実人数	延べ人数	相 談 内 容 等	
			救済給付に関する相談	一般相談
来所相談	0	0	0	0
電話相談	1	1	1	0
合 計	1	1	1	0

(2) 認定申請及び救済給付請求受付

受付件数	0
------	---

第8節 かがわ思いやり駐車場利用証交付

公共的施設に設置されている障害者等用駐車場の適正利用を図るため、障害のある方や高齢者、妊産婦など移動に配慮が必要な者に、県が「かがわ思いやり駐車場利用証」を交付することにより、利用者を明確にし、駐車場管理者等の協力を得ながら、不適切な駐車を解消し、障害のある方等に配慮した環境づくりを推進した。

区 分	長 期					短 期	
	身体 障害者	知的 障害者	精神 障害者	高齢者	難病患者	けが人	妊産婦
利用証交付件数	207	10	5	33	65	9	374
合 計	320					383	

第9節 ヘルプマーク配付

義足や人工関節を使用している方、内部障害や難病の方、妊娠初期の方など、援助や配慮を必要としていることが外見からは分からない方に、周囲の方へ配慮を必要としていることを知らせるために身に着けるマークの配付を行った。

配付数	27
-----	----

第5章 保健対策第一課業務

第1節 感染症対策

第1節—1 結核対策

届出のあった結核患者を訪問し実態を把握するとともに、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」(以下「感染症法」という。)による公費負担及び入院勧告等について「結核の診査に関する協議会」に諮問し、適正な医療の提供を図った。また、管理検診並びに接触者健康診断の実施率の向上に努め、登録患者及び接触者の健康管理を徹底した。

1 結核健康診断・予防接種実施状況(感染症法第53条の2)

管内の住民・乳幼児・生徒・事業所の従業員等に対する健康診断、予防接種の実施状況を実施義務者からの「感染症(結核)定期健康診断結果報告書」により把握した。

(1) 定期健康診断・予防接種の実施状況

区分	高校以上*1	乳幼児	一般住民	施設*2	事業所*3	合計
対象者数	3,624	1,527	88,842	2,795	16,883	113,671
受診者数	3,605	1,260	18,846	2,617	16,125	42,453
受診率(%)	99.5	82.5	21.2	93.6	95.5	37.3
BCG接種者数		1,260				1,260
胸部X線撮影者数	3,605		18,846	2,572	16,125	41,148
喀痰検査者数	0		103	46	0	149
精密検査者数 (CT等・喀痰含む)	3		449	91	110	653
発見患者数	0		0	1	0	1
発病の恐れのある者	0		0	0	1	1

*1 大学、高等学校、専修学校又は各種学校(就業年限が1年未満のものを除く)の学生、生徒のうち、入学年度の者(入学年度に1回実施)

*2 施設入所者

*3 学校・医療機関・社会福祉施設の従事者

(2) 定期健康診断(一般住民)市町別実施状況

区分	対象者数	実施者数	実施率(%)	胸部X線撮影者数	精密検査	発見患者	発病の恐れ
丸亀市	32,010	5,176	16.2	5,176	138	0	0
坂出市	17,187	4,309	25.1	4,309	41	0	0
善通寺市	9,584	1,092	11.4	1,092	1	0	0
宇多津町	4,189	1,284	30.7	1,284	27	0	0
綾川町	8,649	2,884	33.3	2,884	152	0	0
琴平町	3,319	819	24.7	819	22	0	0
多度津町	7,152	621	8.7	621	62	0	0
まんのう町	6,752	2,661	39.4	2,661	6	0	0
合計	88,842	18,846	21.2	18,846	449	0	0

2 結核登録患者の状況

(R7. 12 月末現在)

区分	年末登録数	登録率 (人口10万対)	うち活動性結核	有病率 (人口10万対)	うち新規登録	罹患率 (人口10万対)
丸亀市	15	14.0	3	2.8	4	3.7
坂出市	6	12.7	2	4.2	3	6.3
善通寺市	3	10.1	0	0.0	3	10.1
宇多津町	6	32.2	1	5.4	2	10.7
綾川町	2	9.3	0	0.0	0	0.0
琴平町	1	13.1	1	13.1	2	26.2
多度津町	5	24.0	2	9.6	5	24.0
まんのう町	2	12.5	0	0.0	1	6.3
合計	40	14.9	9	3.3	20	8.5

*人口は令和7年10月1日推計値のもの。上記罹患率は新規登録/人口

*潜在性結核感染症、転入者推計値は除く。

3 新登録患者数(登録時活動性分類・受療状況別)

(R7. 1. 1～R7. 12. 31)

区分	活動性結核					活動性肺外結核	計
	登録時喀痰塗抹陽性			登録時その他の結核菌陽性	登録時菌陰性その他		
	初回治療	再治療	計				
入院	6	1	7	0	0	0	7
在宅医療	0	0	0	2	2	7	11
医療なし	0	0	0	0	1	1	2
合計	6	1	7	2	3	8	20

*潜在性結核感染症は除く。

*医療なし2人の内訳は治療開始前に死亡1人、診断前に帰国1人

4 結核による公費負担申請・合格・承認状況

結核患者に対する医療費公費負担制度には、他の人に感染させる恐れがあるため結核病床のある医療機関に入院して治療を受けている人が対象となる入院患者の医療(感染症法第37条)と、一般患者に対する医療(感染症法第37条の2)とがある。

(1) 入院勧告患者数(感染症法第37条)(実)

(R7. 1. 1～R7. 12. 31)

丸亀市	坂出市	善通寺市	宇多津町	綾川町	琴平町	多度津町	まんのう町	合計
2	0	0	1	0	0	2	1	6

(2) 一般患者に対する医療(感染症法第37条の2)(延べ)

(R7. 1. 1～R7. 12. 31)

区分	被用者保険		国保			後期高齢者	生保	その他	合計
	本人	家族	一般	退職本人	退職家族				
申請件数	22	0	8	0	0	21	1	2	54
合格件数	22	0	8	0	0	21	1	2	54
承認件数	22	0	8	0	0	21	1	2	54

5 接触者健康診断実施状況（感染症法第17条）

新登録患者及び排菌患者の接触者に対して接触者健康診断を実施した。

区分	対象者数	受診者数	受診率 (%)	検査内訳 *1				健診結果			
				ツ反 応 検 査 者 数	胸 部 X 線 撮 影 者 数	IGRA 検 査	喀 痰 検 査	発 見 患 者 数	潜 在 性 結 核 感 染 症	発 病 の 恐 れ の あ る 者 *2	
保健所 実施分	患者家族 健診	14	14	100	0	10	4	0	0	1	1
	接 触 者 健 診	93	93	100	0	68	25	0	0	1	1
医療機関 委託分	患者家族 健診	9	9	100	0	1	8	0	0	0	0
	接 触 者 健 診	22	22	100	0	9	13	0	0	0	0

*1：1人の受検者が複数の検査を受けている場合がある。

*2：IGRA検査で陽性だが治療を行わず経過観察中の者等

6 結核登録患者の精密検査（管理検診）（感染症法第53条の13）

結核登録票に登録されている者に対し、必要に応じ精密検査を行い病状を把握した。

区分	対象者数	受診者数	検査内訳		健診結果	
			胸部X線 撮影者数	喀痰 検査者数	要医療者数	要観察者数
保健所実施分	16	16	16	0	0	1
医療機関委託分	4	4	4	0	0	0
合 計	20	20	20	0	0	1

7 結核定期病状調査事業

管理検診を要する対象者に対し、医療機関に健診結果報告を依頼し病状を把握した。

（報告数は5年度を含む）

依頼件数 (延べ)	報告件数(延べ)	健診結果	
		要医療者数	要観察者数
30	30	0	0

8 結核対策特別促進事業 (DOTS 推進事業)

(1) DOTS カンファレンス

治療開始から終了に至るまでの服薬支援を円滑に実施するために、独立行政法人国立病院機構高松医療センターに入院した患者について医療機関 DOTS カンファレンス、その他の患者については所内 DOTS カンファレンスを開催し、支援方針を検討した。

医療機関 DOTS カンファレンス			所内 DOTS カンファレンス	
開催回数	ケース数 (延べ)		開催回数	ケース数 (延べ)
	入院中	退院後		
11	24	72	14	18

*DOTS：直接監視下短期化学療法

*DOTS カンファレンス：服薬支援が必要な患者に適切な支援方法の検討

(2) 保健師による結核に関する相談・訪問指導状況

結核登録患者について、処方された薬剤を確実に服用すること等、必要な指導を行うと共に相談に応じた。

相 談		訪 問 指 導	
電話 (延べ人数)	来所(延べ人数)	実人数	延べ人数
229	43	33	111

(3) 関係者会・研修会等による普及・啓発

地域の結核医療の中核である坂出市立病院と連携し、早期発見早期治療にむけた医師の対応力向上を目的とした研修会を開催した。

開催月日	場 所	内 容	対象者	参加人数
R7. 8. 7	坂出市立病院	テーマ：古くて新しい感染症「結核」 講師：坂出市立病院 医師 中村博之	管内医療機関の医師 看護師等	119

結核患者発生に伴う教育・啓発等

実施施設	施設数	内 容
医療機関	7	<ul style="list-style-type: none"> ・最近の結核の状況について ・結核発生時の対応について ・接触者の把握と健診について ・治療について ・服薬支援・患者支援について
老人福祉施設	1	
救護施設	1	
職 域	6	
市町 (包括)	0	
合 計	15	

(4) 所内ケース会議

患者及び接触者に対して適切な管理を行うためにケース会議を行い、情報の共有及び個別事例の検討を行った。

回 数	事例数 (延べ)
16	31

第1節—2 その他の感染症対策

1 感染症法に基づく届出

感染症法に基づく医師の届出があった場合には、感染症の発生予防及びまん延防止のため、必要により積極的疫学調査を実施している。また、管内の定点医療機関からの報告や学校等欠席者感染症情報システムにより、感染症発生動向を迅速に収集・分析し、まん延防止対策として県民や関係機関等への情報提供を行っている。

(1) 感染症法に基づく届出数

感染類型	疾患名	合計
三類	腸管出血性大腸菌感染症(11)、細菌性赤痢 (1)	12
四類	レジオネラ症(5)、重症熱性血小板減少症候群(2)、日本紅斑熱 (4)、A型肝炎 (1)	12
五類	アメーバ赤痢 (4)、カルピペナム耐性腸内細菌目細菌感染症 (2)、急性細菌性 (1)、劇症型溶血性レンサ球菌感染症 (7)、侵襲性肺炎球菌感染症 (11)、水痘 (入院例) (1)、梅毒 (16)、百日咳 (270)	312

(2) 積極的疫学調査 (延べ数)

(他県からの依頼も含む)

疾患名	訪問	電話連絡 ※	来所
腸管出血性大腸菌感染症、細菌性赤痢 重症熱性血小板減少症候群、日本紅斑熱 レジオネラ症、A型肝炎	9	8	5

※積極的疫学調査の回数のみ集計 (その他の電話連絡は除く)

2 社会福祉施設等における感染症発生時の対応とその他の相談等対応

管内の社会福祉施設や医療機関等において感染症の発生があった場合は、関連機関と連携し、必要に応じて調査・指導を実施した。管内の保育施設に対して感染症への対応力向上に関する研修会を実施した。

(1) 発生報告・相談件数

疾患名	報告件数 (実)	訪問調査数 (延べ)	電話・相談数	来所相談数	施設内訳
インフルエンザ	58	0	266	0	児童福祉施設(58) 老人福祉施設(32) 医療機関 (10) 障害者施設 (5) 救護施設 (0)
感染性胃腸炎	9	0	48	0	
新型コロナウイルス 感染症	28	0	136	0	
その他 伝染性紅斑、ヘルパ ンギーナ、疥癬、RS ウ イルス、MRSA	11	3	90	0	
合計	106 (重複1件)	3	540 (重複5件)	0	

(2) 社会福祉施設等に対する研修会

開催 月日	場 所	内 容	対象者	参加 施設数
R7.9.19	中讃保健福祉事務所 3階研修室	・中讃管内での集団発生の現状・発生時の報告方法 ・高齢者施設で流行する感染症について ・嘔吐物処理方法について ・動画視聴「感染性胃腸炎啓発動画」	管内高齢者施設職員 及び市町関係職員	41

(3) その他

- ・管内施設等に手洗いチェッカー等を貸出し、施設内の研修を支援した。 28件

3 エイズ対策

「後天性免疫不全症候群に関する特定感染症予防指針の運用について」(平成24年1月19日付け厚生労働省健康局疾病対策課長通知)に基づき、医師等によるエイズに関連した個別相談を実施し、医師が必要と認め、同意が得られた者に対して、HIV抗体検査(即日検査を含む)を実施した。

(1) エイズ相談件数

電 話	来 所	合 計
9	60	69

(2) HIV抗体検査実施件数

実施件数	検査結果陽性者	判定保留
60	0	0

(3) 普及啓発

エイズ検査普及週間及び世界エイズデーに合わせ臨時検査を実施し受検機会の拡大を図ると共に、所内で啓発パネル展を実施した。

開催月日	場 所	内 容
R7.6.2~R7.6.6	中讃保健福祉事務所	HIV/AIDSに関する正しい知識、予防、早期発見・早期治療について、パネル・パンフレット展示、啓発グッズ配布
R7.11.25~R7.12.5	中讃保健福祉事務所	

4 エボラウイルス病等新興感染症発生時の医療提供体制整備と連携強化

(1) エボラウイルス病等新興感染症発生時の医療提供体制整備と連携強化

新興感染症発生時の体制整備を図るため、管内の第二種指定医療機関(坂出市立病院)にてエボラウイルス病疑似症患者が発生したことを想定し、行政(保健所、県感染症対策課、警察)及び患者受入病院(第一種指定医療機関である県立中央病院)との情報伝達・患者搬送訓練を実施した(令和7年10月23日)。また、管内中核病院感染症担当者に訓練見学を案内した。

患者搬送には所内職員の協力が不可欠であり、防護服着脱・患者搬送の手順等を確認し、体制の整備を図った。

(2) 再興感染症等発生時(疑い含む)の医療機関との連携、検査依頼協力の実施

感染症(疑い含む)の病原体を確定することは、治療、感染拡大防止、予防に重要である。病原体によっては、地方衛生研究所(香川県環境保健研究センター)や国立感染症研究所での検査を要するものがあり、診断医師から行政検査依頼があれば、保健所長の判断により検査依頼、検体搬送を実施している。(コレラ1件、細菌性赤痢1件、腸管出血性大腸菌感染症7件、A型肝炎1件、デング熱・チクングニア熱・ジカウイルス熱1件、日本紅斑熱・重症熱性血小板減少症候群6件、日本紅斑熱8件、重症熱性血小板

減少症候群 2 件、レジオネラ症 1 件、レジオネラ症（施設採水） 2 件、カルバペネム耐性腸内細菌目細菌感染症 1 件、急性脳炎 1 件、劇症型溶血性レンサ球菌感染症 7 件、侵襲性肺炎球菌感染症 5 件）

5 医療機関との連携

(1) 病院との連絡会

地域の中核となる医療機関を中心とした中西讃医療圏 ICT 合同カンファレンスに参加し、連携強化を図った。

開催月日	参加人数	内容
R7. 6. 24	201 名	令和7年度 第1回中西讃 ICT ネットワーク合同カンファレンス 四国こどもとおとなの医療センター 「薬剤師性菌アウトブレイク対応～サイトビジット報告～」
R7. 11. 13	140 名	令和7年度 第2回中西讃 ICT ネットワーク合同カンファレンス 三豊総合病院 「新興感染症から地域を守れ！感染対策を実践しよう」

(2) 地域連携カンファレンスへの参加

感染対策向上加算算定の医療機関の開催する地域連携カンファレンスに参加し、地域の医師会を含めた連携強化を図った。

開催月日	参加人数	内容
R7. 8. 26	31 名	令和7年度 感染対策向上加算に関連するカンファレンス 滝宮総合病院 「クロストリディオイデス・ディフィシル感染症について」
R7. 9. 9	55 名	令和7年度 第1回地域連携カンファレンス 香川労災病院 「環境ラウンドの実施状況」
R7. 10. 7	33 名	令和7年度 第1回院内感染対策合同カンファレンス 四国こどもとおとなの医療センター 「環境整備について」
R8. 2. 3	44 名	令和7年度 感染対策向上加算に関連するカンファレンス（2回目） 坂出市立病院 「多職種で取り組む抗菌薬適正使用」
R8. 2. 12	54 名	令和7年度 第2回院内感染対策合同カンファレンス 四国こどもとおとなの医療センター、香川労災病院 「手指衛生ー基本こそ最強の対策ー 手指衛生順守に向けた対応」
R8. 2. 24	31 名	令和7年度 感染対策向上加算に関連するカンファレンス（2回目） 滝宮総合病院 「新興感染症を想定した訓練」「2024年度抗菌薬使用状況の報告」 ※保健所よりエボラウイルス病患者発生時の対応訓練について報告

(3) 感染症・結核医療連携連絡会

管内の主要な医療機関の感染管理看護師等との情報提供・情報交換会を開催し、連携強化を図った。

開催月日	参加人数	内容
R7. 7. 8	12名	・感染性・結核について ・外国人技能実習生について ・情報交換 等
R7. 12. 1	13名	・感染症・結核について ・エボラウイルス病（エボラ出血熱）患者発生時の対応訓練の報告 ・情報交換 等

6 肝炎患者等の重症化予防推進事業

肝炎ウイルス陽性者の早期発見及び適切な治療を推進するため、検査・相談業務と医療費助成申請の受付を実施した。

(1) 肝炎ウイルス検査・相談

香川県ウイルス性肝炎患者等重症化予防推進事業実施要領に基づき、血液検査、電話相談等を実施した。
検査・相談件数（延べ数）

電話相談等	血液検査	検査結果陽性者
52	5	0

(2) 陽性者フォローアップ事業（定期的年1回以上）

肝炎ウイルス陽性者で検査前後に本人の同意を得ている者に対して、電話でフォローアップを実施した。

対象者	フォローアップ回数
2	2

(3) 初回精密検査・定期検査の費用助成

香川県ウイルス性肝炎患者等重症化予防推進事業実施要領に基づき、検査費用助成申請の受付を実施した。

初回精密検査	定期検査
0	2

(4) 医療費の助成

香川県肝炎治療特別促進事業実施要綱に基づき、医療費助成申請の受付を実施した。

区 分	新規申請	変更申請	更新申請	還付申請	再発行	再治療
インターフェロン	0	0	0	0	0	0
インターフェロンフリー	19	0	0	0	0	0
核酸アナログ製剤	8	11	166	0	0	0

7 肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業

平成30年12月から開始された肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業について、医療費助成申請の受付を実施した。

医療費の助成	還付申請
5	3

第2節 骨髄移植提供希望者登録推進事業

骨髄提供希望者に対して、骨髄移植及び骨髄バンク事業について説明及び登録の受付を実施した。

相談件数	登録者受付件数
0	0

第3節 医療

医療法等関係法令に基づく各種届出等の受理を行うとともに、病院、診療所に対し立入検査による指導を実施し、良質かつ適切な医療提供体制の確保に努めた。

また、医療従事者等の各種免許申請の受付・進達を行った。

医療安全支援センター(所内設置)において、県民の医療に関する相談、苦情の対応及び情報提供等を行った。

医療に関する基礎資料を得ることを目的として、厚生労働省の規定に基づき、病院報告等の各種統計調査を実施した。

(1) 医療機関数及び病床数

(令和8年3月31日現在)

区分	病 院				医科診療所			歯科診療所		合 計				
	施設数	病床種別数			施設数	病床種別数		施設数	病床数	施設数	病床種別数			
		療養・一般	感染症	精神		療養・一般	感染症				精神	療養・一般	感染症	精神
丸 亀 市	12	1,150	—	673	90	95	—	—	49	—	151	1,245	—	673
坂 出 市	6	760	4	483	44	84	—	—	28	—	78	844	4	483
善通寺市	3	754	—	22	30	69	—	—	13	—	46	823	—	22
宇多津町	1	50	—	—	10	19	—	—	7	—	18	69	—	—
綾 川 町	2	254	—	—	18	37	—	—	8	—	28	291	—	—
琴 平 町	1	63	—	—	10	37	—	—	3	—	14	100	—	—
多度津町	4	132	—	186	15	19	—	—	8	—	27	151	—	186
まんのう町	1	40	—	—	14	5	—	—	6	—	21	45	—	—
合 計	30	3,203	4	1,364	231	365	—	—	122	—	383	3,568	4	1,364

(2) その他の医療関係施設数

(令和8年3月31日現在)

区分	歯科技工所	あんま等施術所	柔道整復施術所	助産所	合 計
丸 亀 市	18	127	55	5	205
坂 出 市	8	71	25	1	105
善通寺市	4	40	18	—	62
宇多津町	1	22	10	—	33
綾 川 町	8	21	8	1	38
琴 平 町	4	25	4	—	33
多度津町	5	21	7	1	34
まんのう町	3	19	5	—	27
合 計	51	346	132	8	537

(3) 医療関係機関の許可申請・届出受理件数

区分	病院	医科 診療所	歯科 診療所	歯科 技工所	あんま等 施術所	柔道整復 施術所	助産所	合計
許可申請	55	42	5	—	—	—	0	102
届出	47	※ 425	56	3	45	34	1	611
合計	102	467	61	3	45	34	1	713

※ 医療法人各種届出含む

(4) 医療従事者等免許申請受理件数

区分	件数	区分	件数	区分	件数
医師	23	臨床検査技師	10	准看護師	73
歯科医師	5	衛生検査技師	0	管理栄養士	28
薬剤師	21	診療放射線技師	3	栄養士	55
保健師	23	理学療法士	41	調理師	102
助産師	6	作業療法士	17	受胎調節実地指導員	1
看護師	247	視能訓練士	2		
				合計	657

(5) 立入検査の状況

病院	医科診療所		歯科診療所	合計
	有床	無床		
31(5)	7(1)	36(4)	18(6)	92(16)

※令和7年度は、次の①～④を対象に立入検査を実施した。()は、文書指導施設数(内数)。

- ①病院
- ②令和3年度に立入検査を予定していた既存の診療所
- ③令和6年度までに新規開設した医療機関
- ④保健所長が必要と判断した医療機関

(6) 医療相談の状況

相談・質問	不信・苦情	要望・提言	その他	合計
36	52	2	0	90

第4節 統計調査(人口動態統計)

人口動態統計は、国(厚生労働省)の主要統計であり、出生、死亡、死産、婚姻、離婚について、その届出を受けた市区町村長が調査票を作成する。わが国の人口動態事象を把握し、人口及び厚生労働行政施策の基礎資料を得るためのものである。

当事務所では、調査票の内容審査、小票の作成、関係者への照会等の事務を実施した。なお、令和7年の調査票件数は、次のとおり。

出生票 1,568 枚、死亡票 4,063 枚、死産票 28 枚、婚姻票 940 枚、離婚票 414 枚

第6章 保健対策第二課業務

第1節 精神保健福祉対策

1 精神保健福祉法に基づく通報等

(1) 精神障害者の保護申請・通報等への対応

精神保健福祉法による通報等に関しては、24時間365日対応で法第27条に基づく調査を実施した。調査結果に応じ、精神保健指定医の診察、入院措置に関する諸対応や移送を行った。また、診察や措置に至らない場合は必要に応じ受診の援助や相談指導等を行った。

① 保護申請及び通報受理件数

区分	法第22条 (診察及び 保護の申請)	法第23条 (警察官の 通報)	法第24条 (検察官の 通報)	法第25条 (保護観察 所長の通報)	法第26条 (矯正施設 の長の通報)	法第26条の 2(精神病院 の管理者の 届出)	法第26条の 3(心神喪失 による他害 行為の通報)	合計
丸亀市	0	7	2	0	12	0	0	21
坂出市	0	3	2	0	3	0	0	8
善通寺市	0	2	1	0	1	0	0	4
宇多津町	0	0	0	0	0	0	0	0
綾川町	0	0	0	0	1	0	0	1
琴平町	0	0	1	0	2	0	0	3
多度津町	0	1	1	0	1	0	0	3
まんのう町	0	0	0	0	4	0	0	4
高松市国分寺町	2	1	1	0	1	0	0	5
管内計	2	14	8	0	25	0	0	49
管外	0	2	0	0	0	0	0	2
合計	2	16	8	0	25	0	0	51

※香川県出先機関事務決裁規則の一部を改正する規則により、中讃保健所にあつては高松市のうち香川県高松西警察署の管轄区域を含むこととなった。(令和6年4月1日より)

② 27条に基づく調査結果

区分	申請 通報 件数 ①+②+③	診察 不要 ①	診察 必要 ②	診 察		診察を受けた者			緊急措置入院の状況			措置 入院者 計 (A)+ (B)	
				一 次 の み	一 次 二 次	要 措 置 (措置 入院 (A))	措 置 不 要		診 察 し た 患 者 数 ③	緊 急 措 置 入 院 者 数	そ の 後 の 診 察 の 結 果 措 置 入 院 と な っ た 者 (B)		
							要 入 院 医 療	要 入 院 外 医 療					医 療 不 要
丸亀市	21	16	5	0	5	3	1	0	1	0	0	0	3
坂出市	8	8	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
善通寺市	4	3	1	0	1	1	0	0	0	0	0	0	1
宇多津町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
綾川町	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
琴平町	3	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
多度津町	3	2	1	0	1	1	0	0	0	0	0	0	1
まんのう町	4	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
高松市国分寺町	5	4	1	0	1	1	0	0	0	0	0	0	1
管内計	49	41	8	0	8	6	1	0	1	0	0	0	6
管外	2	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	51	43	8	0	8	6	1	0	1	0	0	0	6

※27条にかかる診察は不要と判断された50件のうち、明らかに医療が必要と思われた者については、受診等の援助を行った。

※24条通報にかかる1件(坂出市)については、所在不明ため調査不能となった。

③ アルコール慢性中毒者保護通報への対応

「酒に酔って公衆に迷惑をかける行為の防止等に関する法律」による通報（3件）に対応した。

④ 保護申請・通報によらない要請による危機対応

保護申請・通報によらない要請により 危機対応した件数							要請後の対応(重複あり)						
家族・ 親族	近隣	民生委員	市町	警察署	その他	合計	訪問指導	受診 奨励	受診 援助	精神保健福祉 相談の利用	他の機関紹介	法34条の移送	その他
0	0	0	1	1	3	5	2	2	0	0	0	0	1

⑤ 精神障害者連絡票

精神保健福祉法第47条第1項に係る情報提供としてされる香川県下警察署による「精神障害者等連絡票」に対して、訪問活動等を検討及び実施した。

丸亀市	坂出市	善通寺市	宇多津町	綾川町	琴平町	多度津町	まんのう町	管外	計
12	5	3	0	2	1	0	1	0	24

(2) 法定届出書類に係る受理及び進達業務

① 法第33条第9項、第33条の2に係る届出（医療保護入院）

区分	丸亀市	坂出市	善通寺市	宇多津町	綾川町	琴平町	多度津町	まんのう町	管外	計
入院	184	138	49	31	28	14	26	22	52	544
退院	192	130	48	27	30	12	27	24	57	547

② 法第33条第9項、法第38条の2に係る届出（入院期間更新届・定期病状報告書）

医療保護入院	措置入院
399	2

(3) 精神保健福祉相談・家庭訪問

嘱託医による精神保健福祉相談や保健師・精神保健福祉相談員による訪問や相談を実施した。

① 嘱託医師による精神保健福祉相談

実人数	延べ 人数	相談内容（延べ）											
		社会 復帰	老人	アルコ ール	薬物	ギャン ブル	思春期	ゲーム	こころ の 健康	摂食 障害	うつ・ うつ状 態	てん かん	その 他
5	5	0	0	0	0	0	3	0	2	0	0	0	0

② 継続看護依頼票

医療機関より提出された継続看護依頼票（1件）に対応した。

③ 保健師・精神保健福祉相談員による相談（来所・訪問・電話等）

区分		来所	訪問	計	電話	メール	合計	
実人数		39	259	298				
延べ人数		76	607	683	423	24	1130	
相談 内容 (延べ)	社会復帰	37	526	563	257	12	832	
	老人	11	5	16	0	0	16	
	アルコール	3	17	20	43	0	63	
	薬物	1	13	14	22	0	36	
	ギャンブル	3	7	10	6	0	16	
	ゲーム	0	0	0	0	0	0	
	思春期	3	0	3	2	0	5	
	こころの健康	13	19	32	64	12	108	
	うつ・うつ状態	3	4	7	2	0	9	
	摂食障害	0	0	0	0	0	0	
	てんかん	0	0	0	0	0	0	
	その他	2	16	18	27	0	45	
	(再)	ひきこもり	7	57	64	27	15	106
		発達障害	0	6	6	7	0	13
自殺関連 (自死遺族)		0	0	0	0	0	0	
犯罪被害		0	0	0	0	0	0	
災害		0	0	0	0	0	0	

(4) 措置入院者退院後支援

精神障害者が退院後も医療等の包括的な支援を継続的に受けられることを目的に、「精神障害者の退院後支援実施要領」に基づき、本人の同意を得た上で、支援調整会議（個別ケース検討会議）により支援計画を作成し、医療機関・市町・関係機関と連携して退院後支援（2件）を行った。

(5) 精神科病院実地指導及び入院患者実地審査

開催月日	実施病院	内容
R7.9.16	赤沢病院	精神保健指定医の入院患者実地審査の立会いと実地指導聞き取り調査及び感染症対策の聞き取り
R7.9.19	三船病院	同上
R7.10.16	丸亀病院	同上
R7.10.24	しおかぜ病院	同上
R7.10.30	回生病院	同上
R7.11.7	こころの医療センター五色台	同上
R7.12.19	西紋病院	同上
R8.1.13	四国こどもとおとなの医療センター	同上

2 地域移行促進対策

(1) 精神障害者地域移行・地域定着支援推進事業

「香川県精神障害者地域移行・地域定着支援推進事業実施要綱」に基づき、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けて、管内の地域課題や精神障害者を取り巻く状況を地域の支援者と共有し、それぞれが地域の状況に目を向け、課題解決に向けた方策や支援体制等の検討を図ることを目的に「中讃圏域精神保健福祉関係ネットワーク会議」を1回開催した。

	開催月日	内容	参加者数
第1回	R7.12.1	令和7年度中讃圏域精神保健福祉関係ネットワーク会議 1 情報提供「精神保健福祉の現状」 2 意見交換 ～保健所からの事例（移動手段に着目）紹介～ ・市町の対応の現状と課題 ・中讃東・西圏域地域自立支援協議会の活動状況 ・課題への取り組みに向けたディスカッション 3 事務連絡「障害福祉課からのお知らせ」	27

(2) 精神障害者通報等関係者連絡会

精神保健福祉法（第23、24、26条）による診察及び入院措置制度を適切に実施することにより自傷他害のおそれがある精神障害者に対し、適時適切な医療及び保護が提供できるように、関係者間で共通理解に努め、支援体制の充実強化を図るための連絡会を1回開催した。

	開催月日	内容	参加者数
第1回	R7.8.6	令和7年度精神障害者通報等関係者連絡会 1 講義：「統合失調症と地域支援-地域共生社会に向けて-」 講師：丸亀病院 院長 伊藤嘉信 2 シンポジウム「地域共生社会に向けた連携について」 シンポジスト：丸亀病院、丸亀市、丸亀署、中讃保健所	38

(3) ピアサポーター事業

地域で生活する精神障害者が自らの経験を活かしながら、当事者の視点でピアサポートが出来るよう、活動に必要な知識な技術の習得を図るとともに、ピアサポーター同士や地域支援者との顔の見える関係づくりにより、ピアサポート活動を促進していくことができることを目的に実施した。

区分	開催日	内容	対象	参加人数
ピアサポーター交流会	R7.8.8	令和6年度に作成した、ピアサポーターによる語り動画の視聴 意見交換会	ピアサポーター ボランティア 支援者	18
	R7.9.29	ピアサポーターによる語り動画作成 (YouTube 動画撮影)		20
	R7.12.22	ピアサポーターによる語り動画の視聴/ 修正 (YouTube 動画) 意見交換		20

3 地域定着化対策

(1) 社会参加支援活動

統合失調症患者の家族が病気や障害についての理解を深めるとともに、将来への不安や悩みを軽減することを目的に家族学習会を開催した。

区分	開催月日	内容	対象	参加人数
統合失調症の家族学習会	R7.8.21	講義「統合失調症について知ろう」 講師：医療法人社団三愛会 三船病院 医師 三木洋介 令和6年度に作成した、ピアサポーターの体験発表 (YouTube 視聴) 家族の座談会	統合失調症患者の家族等	25
	R7.9.18	講義「地域の社会資源を知ろう」 講師：医療法人社団三愛会 三船病院 精神保健福祉士 大石由美 三船病院の施設見学 家族の座談会		26

(2) 地域活動への支援

精神障害者の地域生活を支援する家族会や団体等の活動を支援した。

区分	参加回数	内容	対象	参加延人数
断酒会	11	定例会	断酒会会員・家族等	75
精神保健福祉ボランティアもえぎの会	12	定例会、学習会、交流会	もえぎの会会員等	300
市町居場所等	3	カノンの会(宇多津町) 定例会	地域で生活する精神障害者	21
障害福祉サービス事業所	12	たんぽぽ(事業所)連絡会	地域支援者	84

(3) 関係者会(ケース会議、事例検討会、ケア会議等)

精神障害者の地域生活を支援するため、関係者等によるケース会議・事例検討会、ケア会議等を開催又はこれらへ参加した。

区分	実施回数	内容	対象	事例数	参加延人数
事例検討会	8	精神保健福祉センターの技術指導、技術援助における事例検討	精神保健福祉センター 市町精神保健福祉担当者 相談支援事業所 福祉サービス事業者 管内精神科病院等	18	142
ケース会等	19	・個別ケア会議 ・医療観察制度対象者の情報共有、処遇方針の統一や役割分担を図るための個別ケア会議	本人・家族・高松保護観察所・精神保健福祉センター・市町精神保健福祉担当者・相談支援事業所・福祉サービス事業者・管内精神科病院等	21	142

4 自殺対策・こころの健康づくり対策事業

「地域自殺対策強化事業実施要綱」に基づき、関係機関との情報共有や役割の分担を通して、ネットワークの構築に努めるとともに、地域・職域連携によるハイリスクグループ支援や普及啓発等を行った。

(1) 若年層対策事業

思春期は心身ともに発達や変化が著しい時期であり、この時期のこころの健康問題が生涯にわたり影響を及ぼすと言われていることから、看護学生等を対象に、自分自身がハイリスク世代であることを認識すること、こころの不調を感じたら専門家に相談すること、周囲の人の悩みに気づいたら専門家につながるができることを目的に健康教育を実施した。また、県内の定時制・通信制高等学校、職業訓練校に所属する生徒を対象に、こころの健康に関する健康教育（SOS の出し方等）を実施した。

小中高生のこころの相談は学校が中心となって対応しているが、多様かつ複合的な原因や背景への対応は、学校だけでは支援の限界があるため、管内小中高の子どもに関わる学校が地域の支援者と連携して対応できるよう、相談先等の地域資源やその活用方法について学ぶことを目的に研修会を開催した。

思春期の学生への健康教育を実施

開催月日	場所	対象	参加人数
R7. 6. 25	中讃保健福祉事務所	四国医療専門学校	33
R7. 7. 31		香川県立飯山高校	31
R7. 12. 19	多度津高等学校定時制	多度津高等学校定時制（生徒、教職員）	31
R8. 1. 16	村上学園高等学校 丸亀校	村上学園高等学校 丸亀校（進学コース、通信コースの希望者）	40

管内の小中高生に関わる支援者への研修を実施

開催月日	場所	内容	対象	参加人数
R7. 10. 2	中讃保健福祉事務所	1 情報提供「中讃管内の自殺の現状について」 2 講義「子どもの問題に発達をみる：見方を変えて問題をみる」 講師：北海道大学大学院教育学研究院 教授 加藤弘通	小中高校の教員、市町等	50

(2) 生活困窮者等支援事業

自殺の背景となる大きな要因である、経済や生活の問題を抱える者に対して、生活保護 CW と同伴訪問を実施し、心の不調についての相談に応じた。（実人員 18 人、延人員 66 回）

(3) 普及啓発

① 自殺未遂者支援にかかる取り組み

自傷行為による緊急搬送者数は増加傾向であり、自殺未遂者の自殺再企図防止は自殺対策において重要であるため、管内の支援機関を対象に、自殺未遂者の再度の自殺企図や既遂を防止する体制構築のための関係者会を実施した。

開催月日	場所	参加機関
R8. 2. 16	中讃保健福祉事務所	香川労災病院、香川県立中央病院、回生病院、四国こどもとおとなの医療センター、丸亀病院、三船病院、こころの医療センター五色台、しおかぜ病院、西総病院、赤沢病院、精神保健福祉センター、障害福祉課

② 市町のイベント等への出展

市町が開催する健康まつりの機会を通じて、自殺対策・こころの健康・プレコンセプションケアについて普及啓発を実施した。

開催月日	場所	内容	参加人数
R7. 11. 23	四国医療専門学校	パネル展示、景品付きクイズラリー、マインドバランス、パンフレットや啓発資材（マグネット、バッジ）の配布等	82

③ 地域・職域連携強化による取り組み

管内では働き盛り世代の男性に自殺が多いことから、自殺予防週間（9月）及び自殺対策強化月間（3月）に合わせ、管内の商工会議所（丸亀、坂出、善通寺、多度津、綾川、宇多津、まんのう、琴平、丸亀市飯綾）の会報誌に、自殺は身近な問題であることを啓発するための記事を投稿した。

また、事業主等が自殺や自殺関連事象、精神疾患等を正しく理解し、従業員が健康で元気に働くことができることを目的に、労働衛生週間説明会（坂出監督署管内、丸亀監督署管内）にて、保健所の取り組みや相談窓口について情報提供を実施した。

開催月日	場所	対象	参加人数
R7. 9. 4	四国交通共済会館	坂出市内事業所	77名 (66社)
R7. 9. 11	オークラホテル丸亀	丸亀市内事業所	112名 (89社)

5 ひきこもり地域支援対策事業

(1) アネモネの会（家族のつどい）

ひきこもりの状態にある方の家族等が、家族同士の交流を通して悩み等を共有し、家族の社会的孤立化を防ぐことを目的にアネモネの会（家族のつどい）を開催した。

開催月日	場所	内容	対象	参加人数
R7. 9. 12	中讃保健福祉事務所	<ul style="list-style-type: none"> 前年度のひきこもり支援研修会の振り返り 家族同士の座談会 意見交換（ミニ勉強会の希望内容等） 	ひきこもりの方の家族	13
R7. 11. 25	中讃保健福祉事務所	<ul style="list-style-type: none"> 中讃保健福祉事務所のひきこもり支援について ミニ勉強会「親がもしもの時のために知る備え－『もしもノート』の体験－」 講師：キラメキ社会福祉士事務所・NPO法人シニアと地域を元気にする会 代表理事 上田利枝 家族同士の座談会 	ひきこもりの方の家族	10
R8. 2. 24	中讃保健福祉事務所	<ul style="list-style-type: none"> ミニ勉強会「脳の若返り教室－家族も元気で生き生き！脳トレにチャレンジ！－」 講師：キラメキ社会福祉士事務所・NPO法人シニアと地域を元気にする会 代表理事 上田利枝 家族同士の座談会 	ひきこもりの方の家族等	8

(2) ひきこもりサポーター活用事業

「香川県ひきこもりサポーター活用事項実施要綱」に基づき、ひきこもり状態にある人の社会的自立及び本人・家族の福祉の増進を目的に個別支援を行った（1名）。

(3) ひきこもり支援者研修会・事例検討会

市町及び保健所等ひきこもり支援関係機関担当者が地域の社会資源やネットワークを活用して効果的な支援が実施できるとともに、地域支援者のスキルアップや育成を図れることを目的に支援者向けの研修会・事例検討会を開催した。

開催月日	場所	内容	参加者	参加人数
R7.7.8	中讃保健福祉事務所	中讃保健福祉事務所より事例提供 「20代ひきこもりの事例から継続的な支援を検討する」 助言者 一般社団法人hito.toco 宮武将大（ひきこもり専門相談員） フィッシュボウル形式による事例検討、全体で意見交換	管内の市町及び県、社会福祉協議会等	29

6 ギャンブル依存症対策

5月14日～5月20日の「ギャンブル等依存症問題啓発週間」に合わせ、主に帰宅中の学生や社会人を対象に、ギャンブル依存症問題に関する正しい知識の啓発や相談窓口の周知を図ることを目的に、「ギャンブル等依存症問題啓発週間 啓発キャンペーン」を実施した。

開催月日	場所	内容	参加者	参加人数
R7.5.14	JR丸亀駅前広場	啓発資材の配布(ウェットティッシュ200個)	丸亀市健康課、丸亀市ポータレス事業局、中讃保健所	6

第2節 母子保健

1 医療給付等

慢性疾患を患っている児童等の当該疾病に係る医療費の自己負担分の一部を助成した。

小児慢性特定疾病医療費助成事業

区分	申請数 (承認)		区分	申請数 (承認)	
	新規	更新		新規	更新
01 悪性新生物	1	31	10 免疫疾患	0	4
02 慢性腎疾患	1	11	11 神経・筋疾患	5	21
03 慢性呼吸器疾患	4	3	12 慢性消化器疾患	2	17
04 慢性心疾患	8	24	13 染色体又は遺伝子に変化を伴う症候群	1	4
05 内分泌疾患	2	28	14 皮膚疾患群	0	0
06 膠原病	1	9	15 骨系統疾患	1	3
07 糖尿病	2	20	16 脈管系疾患	0	0
08 先天性代謝異常	0	9			
09 血液疾患	1	3	合計	29	187

2 すこやか妊娠サポート事業

(1) 性と健康の相談窓口

男女を問わず思春期、妊娠、出産等のライフステージに応じた相談に対応した。また、将来の妊娠を考えながら、自分たちの生活や健康に向き合うため健康教育として母子保健教材の貸し出しを行った。

相談内容	思春期	妊娠 避妊	メンタル ヘルスケア	不妊	更年期	その他	合 計
	3	1	0	0	0	1	5

(2) 妊産婦メンタルヘルス対策強化事業

① 妊産婦メンタルヘルス対策関係者会

令和元年度から県内の市町において、産後うつの予防や新生児への虐待予防等を図るために産婦健康診査事業（以下事業）が実施されている。事業等を通じて把握された妊産婦について、適切な支援に向けた検討や情報共有を行う仕組みを整備するとともに、関係機関による多機関多職種連携体制を構築すること、また、事例検討を行い、精神科医師からの助言により、各機関の役割の確認や支援者の質的向上を図ることを目的に開催した。

開催月日	場所	内容	対象	参加人数
R8.2.3	中讃保健 福祉事務所	(1)情報共有・情報交換 ・母子保健における妊産婦支援の体系について ・中讃管内の産婦健康診査実施状況 ・周産期保健医療体制における「継続看護」の実施について ・流産や死産を経験した女性への心理社会的支援について ・こども家庭センターの設置について ・RS ウイルスワクチンの定期接種について ・妊産婦メンタルヘルス対策「連携ファイル(中讃)」の更新について ・参加機関からの質疑応答 (2)講義とグループワーク 「自殺念慮のある妊産婦への対応について」 助言者：医療法人社団三和会しおかぜ病院 精神科医 小池香代子	・管内産婦人科医療機関及び助産所 ・管内精神科医療機関 ・管内母子保健担当課 ・訪問看護ステーション	33

3 妊産婦・乳幼児保健指導事業

(1) 保健指導

母子保健に関する家庭訪問や健康相談を実施し、子育て不安の軽減などに努めた。

家庭訪問・健康相談実施状況

区分		妊婦	産婦	未熟児	新生児	乳児	幼児	身体障害児	その他	合計
訪問	実数	0	0	0	0	1	0	0	0	1
	延べ数	0	0	0	0	1	0	0	0	1
来所	実数	0	0	0	0	0	0	0	2	2
	延べ数	0	0	0	0	0	0	0	3	3
電話	延べ数	0	0	0	0	0	0	0	2	2

4 母子保健活動支援事業

(1) 管内母子保健関係者連携事業

管内母子保健担当者会

管内の母子保健における健康課題を明確化し、管内の母子保健事業の一貫した支援、質の向上等を目的に担当者会を開催した。

開催月日	場所	内容	参加人数
R7.9.26	中讃保健福祉事務所	[情報提供] ・管内母子保健施策の動向について [情報交換] ・令和7年度市町保健活動事業計画（母子） ・令和7年度5歳児健診の実施状況 [外国人妊産婦等支援事業の進捗状況と意見交換] ・外国人妊産婦等支援事業について	14

(2) 関係者会（虐待等事例検討）への参加

市町要保護児童対策地域協議会・発達支援関係者会議等に参加し、保健・医療・福祉・教育等の関係機関と連携を図り、虐待予防や発達障害支援に努めた。

内容	回数
丸亀市要保護児童対策地域協議会	7
坂出市要保護児童対策地域協議会	7
善通寺市要保護児童対策地域協議会	3
宇多津町要保護児童対策地域協議会	9
綾川町要保護児童対策地域協議会	2
多度津町要保護児童対策地域協議会	5
四国こどもとおとなの医療センター育児支援ネットワーク会議	12
中讃地域特別支援連携協議会	1
仲善地域特別支援連携協議会	1

5 外国人妊産婦等支援事業

外国人妊産婦等が地域で孤立することなく、安心して妊娠・出産、子育てができる環境づくりを目的に、市町母子保健担当者、地域の子育てひろば等の支援者、産科・小児科・精神科の医療従事者、助産師等に向けて研修会を開催した。

開催月日	場所	内容	参加者	参加人数
R7. 6. 30	中費保健 福祉事務所 (ハイブリ ッド方式)	① 講義：外国人妊産婦・子育て家庭への支援の 取組み —豊岡市の事例— 講師：大阪教育大学教育学部 教授 小林和美 ②グループワーク 課題：地域の中であつたらしいと思う取組みに ついて考える	市町母子保健担 当者、地域の子 育てひろば等の 支援者等	現地参加 32名 オンライン 参加95名

6 小児慢性特定疾病児童等自立支援事業

(1) 相談支援事業

小児慢性特定疾病医療費支給認定の新規申請者を中心とした面接や、人工呼吸器装着等重症患児及び保護者に対する電話や家庭訪問による個別支援に努めるとともに、医療機関からの療育指導連絡票に対応した。

① 個別相談

区分	訪問	面接	電話	合計
実数 (延べ数)	7(10)	24(24)	6	37

② 療育指導連絡票

令和7年度 4件

(2) 小児慢性特定疾病患者への災害時に向けた支援

小児慢性特定疾病患者の中でも特に医療ニーズの高い患者に対して、災害発生時における安否確認や避難行動支援が有効に機能することを目的に、災害時要援護小児慢性特定疾病患者安否確認リスト及び災害時要援護小児慢性特定疾病患者個別支援票の作成し、支援方法の確認を行うなど関係機関との体制整備に努めた。

(継続6件、新規1件)

第7章 衛生課業務

第1節 生活衛生

(1) 諸営業等施設

生活衛生関係営業等施設に対し、危害の防止及び衛生管理の徹底を図るため、各法令に基づく立入検査を実施し、監視指導を行った。特に、理容所、美容所及びクリーニング所への立入検査を強化して届出内容等を確認し、必要な指導を行った。

区 分	施設数 (R8. 3. 31 現在)	監視指導延べ件数 (件)	指導票交付枚数 (枚)	処分件数(件)
旅 館	263	123	1	0
興 行 場	16	6	0	0
公 衆 浴 場	55	43	4	0
理 容 所	272	61	0	0
美 容 所	716	148	1	0
ク リ ー ニ ン グ 所	116	17	0	0
特 定 建 築 物	110	44	0	0
合 計	1,548	442	6	0

(2) 水浴場への対応

住民が安心して利用できる環境の確保を図るため、主要・一般海水浴場の水質検査を実施した。また、遊泳用プール利用者の安全を図るため、施設への立入調査を実施し、監視指導を行った。

区 分	調査施設 (浴場) 数	監視指導延べ件数(件)
海 水 浴 場	2	17
遊 泳 用 プ ー ル	4	4

(3) 衛生害虫への対応

住民の快適環境の確保を図るため、苦情・相談に対し、技術的な指導や助言を行った。

苦情・相談件数(件)	4
------------	---

第2節 薬事衛生

医薬品等や医薬用外毒物劇物を取扱う施設に対し、適正な販売や管理等の徹底を図るため、各法令に基づく立入検査を実施し、監視指導を行った。特に、濫用のおそれのある医薬品について販売体制の確認及び指導に努めた。また、講習会を開催し、毒物劇物による事故防止の啓発を行った。

(1) 薬事監視

区 分		許可・届出 施設数 (R8. 3. 31 現在)	監視指導 延べ施設数	指導票交付数	処分件数	
医 薬 品	薬局	167	117	5	2	
	製造業	専業				
		薬局	20	18	2	
	製造 販売業	第1・2種				
		薬局	20	18	2	
	卸売販売業	23	11	2		
	店舗販売業	77	47	2		
	薬種商販売業					
	特例販売業					
配置	販売業 従事者					
	業務上取り扱う施設	—	262			
医 薬 部 外 品	製造業					
	製造販売業					
	販売業	—	80			
	業務上取り扱う施設	—	8			
化 粧 品	製造業					
	製造販売業					
	販売業	—	51			
	業務上取り扱う施設	—	210			
医 療 機 器	製造業					
	修理業					
	製造販売業					
	販 売 業	高度管理医療機器等	187	98	2	
		管理医療機器	777	87		
		一般医療機器	—	10		
	貸 与 業	高度管理医療機器等	55	23	1	
		管理医療機器	73	4		
一般医療機器		—				
	業務上取り扱う施設	—	55			
薬 断 体 品 用 外 医 診	製造業					
	製造販売業					
	業務上取り扱う施設	—	44			
等 再 生 医 療 製 品	製造業					
	製造販売業					
	販売業	2	4			
	業務上取り扱う施設	—				
合 計		1,401	1,147	16	2	

(2) 毒物劇物監視

区 分	登録・届出・許可 施設数 (R8. 3. 31 現在)	監視指導 延べ施設数	指導票交付数	処分件数
製造業	11	8	1	1
輸入業	1			
販売業	一般	151	65	3
	農業用品目	52	9	2
	特定品目	5		
業務上取扱者	電気めっき事業	1		
	金属熱処理事業			
	毒物劇物運送事業	6		
	しろあり防除事業			
	上記以外の業務上取扱者		46	
特定毒物研究者	4			
特定毒物使用者	7			
合 計	238	128	6	1

(3) 農薬危害防止講習会の開催

対象者	開催回数	参加人数
農薬販売業者等	1	46

(4) 薬物乱用防止対策

薬物乱用を防止するため、関係機関との連絡協議会や県から委嘱された推進員の研修会を開催するとともに、不正大麻・けし撲滅運動や「6・26 国際麻薬乱用撲滅デー」キャンペーン等を実施した。また、推進員、関係機関及び催事主催者に各種広報資材を提供するなど、地域における薬物乱用防止の活動を支援した。

区 分	実施回数	参加人数	備考
薬物乱用防止対策連絡協議会	1	27	
薬物乱用防止対策推進員研修会	1	54	
薬物乱用防止キャンペーン	1	25	広報資材 1016 セット配布
薬物乱用防止講習会	4	304	小学校、中学校
不正大麻・けし撲滅運動	—	—	自生けし抜去株数 49,418 本

第3節 血液対策

血液を安定的に確保するため、血液対策推進協議会を開催し、地域・職域団体を中心に各市町、自治会、企業等の積極的な協力のもとで、献血運動を推進した。

(1) 献血状況

	献血実績			
	200mL 献 血 (人)	400mL 献 血 (人)	成 分 献 血 (人)	合 計 (人)
丸 亀 市	9	2,960	698	3,667
坂 出 市	2	1,376	703	2,081
善 通 寺 市	0	928	263	1,191
宇 多 津 町	0	538	155	693
綾 川 町	4	626	260	890
琴 平 町	1	172	23	196
多 度 津 町	0	616	159	775
ま ん の う 町	0	346	119	465
合 計	16	7,562	2,380	9,958

(2) 血液対策推進協議会の開催

開催月日	協議会委員数	出席委員数
3月12日	34	22

第4節 温泉

温泉の適正利用を図るため、公共の浴用に利用される温泉利用許可施設に対し、監視指導を実施した。

利用源泉数 (R8. 3. 31 現在)	利用許可施設数 (R8. 3. 31 現在)	監視指導延べ施設数
25	54	29

第5節 食品衛生

1 食品衛生

食品による事故（食中毒など）を防ぎ、食の安全安心を確保するため、食品衛生法に基づく各種営業施設や社会福祉施設等の集団給食施設に対する監視指導や食品の収去検査を実施した。特に、細菌性食中毒が多発する夏期や食品の流通量が増加する年末には一斉取締りを実施して重点的に監視指導等を行った。また、ノロウイルスによる食中毒等の未然防止等のため、大量調理施設や食材の納入業者に対する監視指導を実施するとともに、調理従事者等への衛生教育を実施した。

(1) 旧食品衛生法に基づく許可を要する食品関係営業施設

区 分 種 別		施 設 数 (8.3.31 現在)	営業許可 施設数		廃業施設数	処分件数		監視指導	
			継 続	新 規		営業停止命令	その他	立入施設数	指導票交付数
営 飲 食 店	一般食堂・レストラン等	173			269			280	3
	仕出し屋・弁当屋	15			21			38	2
	旅館	9			22			35	3
	その他	119			256			199	1
菓子（パンを含む）製造業		63			125			107	3
乳処理業									
特別牛乳搾取処理業									
乳製品製造業									
集乳業									
魚介類販売業		24			70			76	1
魚介類競り売り営業					1			4	
魚肉練り製品製造業		1			1			5	
食品の冷凍又は冷蔵業		6			8			10	
かん詰又はほん詰食品製造業		1			10			10	
喫茶店営業		11			82			61	
あん類製造業									
アイスクリーム類製造業		13			22			32	1
食肉処理業		6			8			13	1
食肉販売業		31			79			71	3
食肉製品製造業		1			2			4	
乳酸菌飲料製造業									
食用油脂製造業		1			2			4	
みそ製造業		1			3			6	
しょうゆ製造業					3			9	
ソース類製造業		2			3			4	
酒類製造業					1			1	
豆腐製造業		2			2			2	
納豆製造業									
麺類製造業		12			26			19	1
そうざい製造業		20			32			44	2
添加物製造業									
清涼飲料水製造業									
氷雪製造業									
合 計		511			1,048			1,034	21

※廃業件数には、許可期限満了に伴い改正食品衛生法に基づく許可を新たに取得した施設を含む。

(2) 改正食品衛生法に基づく許可を要する食品関係営業施設

区 分 種 別		施 設 数 <small>(08.3.31現在)</small>	営業許可 施設数		廃業 施設数	処分件数		監視指導		
			継 続	新 規		営業停止 命令	その他	立入 施設数	指導票 交付数	指導票 交付数 表示違反
営 飲 食 店	一般食堂・レストラン等	1,463	1	309	35	1		302	15	
	仕出し屋・弁当屋	89		27	4			17		
	旅館	98		21				91	8	
	その他	1,265		631	368			342	8	
	調理機能を有する自動販売機	45		8				9		
	食肉販売業	103		25	2			98	2	
	魚介類販売業	98		26	3			101	7	4
	魚介類鏡り売り営業	1		1						
	集乳業									
	乳処理業									
	特別牛乳搾取処理業									
	食肉処理業	22		2				40		
	食品の放射線照射業									
	菓子製造業	417		101	11			156	5	1
	アイスクリーム類製造業	19		3				32	4	
	乳製品製造業									
	清涼飲料水製造業	7		2				4		
	食肉製品製造業	3		1						
	水産製品製造業	11		1				5		
	冰雪製造業									
	液卵製造業	2						8		
	食用油脂製造業	8		1				1		
	みそ又はしょうゆ製造業	25		5				14		1
	酒類製造業	10		1				1		
	豆腐製造業	12		2				6		
	納豆製造業									
	麺類製造業	95		15	2			36	2	
	そうざい製造業	180	1	33	11			62	1	
	複合型そうざい製造業	4						2		
	冷凍食品製造業	14		2				7		
	複合型冷凍食品製造業	1						1		
	漬物製造業	64	1	7				19	2	
	密封包装食品製造業	32		7	1			13		
	食品の小分け業	15		2	1			1		
	添加物製造業	10								
合 計		4,113	3	1,233	438	1	0	1,368	54	6

※新規許可件数には、旧食品衛生法に基づく許可の期限満了に伴い新たに許可を取得した件数を含む。

(3) 届出を要する食品関係営業施設

区 分	施設数 <small>(88.3.31 現在)</small>	監視指導		
		立入施設数	指導票交付数	表示違反 指導票交付数
魚介類販売業（包装済みの魚介類のみの販売）	59	8		
食肉販売業（包装済みの食肉のみの販売）	74	9		
乳類販売業	283	62		
冰雪販売業	5	1		
コップ式自動販売機（自動洗浄・屋内設置）	302			
弁当販売業	22			
野菜果物販売業	88	14		
米穀類販売業	24	9		
通信販売・訪問販売による販売業	14			
コンビニエンスストア	161	16		
百貨店、総合スーパー	98	133	17	1
自動販売機による販売業（コップ式自動販売機（自動洗浄・屋内設置）を除く。）	149	3		
その他の食料・飲料販売業	312	47		
添加物製造・加工業（法第13条第1項の規定により規格が定められた添加物の製造を除く。）	4			
いわゆる健康食品の製造・加工業	5			
コーヒー製造・加工業（飲料の製造を除く。）	35			
農産保存食料品製造・加工業	29			
調味料製造・加工業	31	2		
糖類製造・加工業	3			
精穀・製粉業	23			
製茶業	23			
海藻製造・加工業	4	1		
卵選別製造業	8	12		
その他の食料品製造・加工業	167	7		
行商	9	5		
施設集団給食	学校	15	2	
	病院・診療所	15	1	
	事業所	7	1	
	その他	127	7	
器具、容器包装の製造・加工業（合成樹脂が使用された器具又は容器包装の製造、加工に限る。）	37			
露店、仮設店舗等における飲食の提供のうち、営業とみなされないもの	8			
その他	17			
合 計	2,158	340	17	1

(4) 食中毒の発生状況

年 度		1	2	3	4	5	6	7
管内	件数	3	7	2	4	8	4	1
	患者数	108	37	77	55	121	26	5
	死者数	0	0	0	0	0	0	0
県	件数	5 (2)	8 (1)	8 (4)	6 (2)	15 (4)	11 (3)	9 (7)
	患者数	122 (14)	52 (15)	145 (15)	64 (9)	223 (82)	64 (14)	219 (213)
	死者数	0	0	0	0	0	0	0

※県の件数の（ ）内は高松市の件数（内数）、患者数の（ ）内は高松市で発生した食中毒の患者数（内数）である。

(5) 食品衛生監視機動班(第2機動班)

調査監視指導延べ施設数				収去検体数	延べ出動日数
要許可	指導票交付数	非許可	指導票交付数		
1,172	15	173	3	339	179

(6) 食品収去検査の結果

食品、添加物等の収去試験 (うち、指導基準設定済食品の細菌検査)	553 (170)
-------------------------------------	--------------

※詳細は別表1、別表2のとおり

(7) 衛生教育実施状況

対 象 者	実施回数	参加人数(延べ)
消費者	11	263
営業施設等従事者	26	726

2 家庭用品衛生

家庭用品に含まれる化学物質による健康被害を防止するため、「有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律」に基づき検査を実施し、家庭用品の安全性確保に努めた。

検査対象製品	検査項目	検査機関	検体数	成績
繊維製品(衣類等)	ホルムアルデヒド	中讃保健所	5	適合

別表1 食品、添加物等の収去試験

区分 食品の分類		検体数	違反 検体数	違反理由 (延べ数)				
				大腸 菌群	異物	添加物 使用 基準	法定外 添加物	その他
魚 介 類		32	0					
冷凍食品	無加熱摂取冷凍食品	7	0					
	凍結直前に加熱された 加熱後摂取冷凍食品	7	0					
	凍結直前未加熱の 加熱後摂取冷凍食品	16	0					
	生食用冷凍鮮魚介類	0	0					
魚 介 類 加 工 品 (かん詰・びん詰を除く)		43	0					
肉 卵 類 及 び そ の 加 工 品 (かん詰・びん詰を除く)		83	0					
乳 製 品		14	0					
乳類加工品 (アイスクリーム 類を除き、マーガリンを含む)		10	0					
アイスクリーム類・氷菓		38	5	4				4
穀 類 及 び そ の 加 工 品 (かん詰・びん詰を除く)		63	0					
野菜類・果物及びその加工品 (かん詰・びん詰を除く)		137	1					1
菓 子 類		21	0					
清 涼 飲 料 水		0	0					
酒 精 飲 料		10	0					
氷 雪		0	0					
水		7	0					
かん詰・びん詰食品		16	0					
そ の 他 の 食 品		48	0					
添加物及びその製剤		1	0					
器具及び容器包装		0	0					
お も ち や		0	0					
合 計		553	6	4				5

別表2 指導基準設定済食品の細菌検査

区分 食品の分類		検体数	不良 検体数	不良理由 (延べ数)					
				細菌数	大腸 菌群	E. coli	黄色ブド ウ球菌	セレウ ス菌	腸炎ビ ブリオ
豆腐類	包装豆腐	0	0						
	その他の豆腐	1	0						
	豆腐加工品	0	0						
生菓子	和生菓子	0	0						
	洋生菓子	0	0						
	その他の生菓子	0	0						
豆腐(たまご)	包装たまご豆腐	0	0						
	その他のたまご豆腐	0	0						
そうざい	加熱そうざい	84	8	8	8				
	未加熱そうざい	37	11	9	11				
調理パン		0	0						
めん類	包装ゆでめん	1	0						
	その他のゆでめん	12	2						
	生めん	19	0						
調理(飯類)	おにぎり類	0	0						
	すし類	1	0						
	混ぜご飯類	1	0						
	その他の調理ご飯類	3	0						
魚肉ねり製品		0	0						
浅漬		10	0						
その他		1	0						
合計		170	21	17	19				

第6節 狂犬病予防・動物愛護・乳肉衛生等

動物による人への危害や生活環境被害を防止するため、市町や住民の協力を得て、野犬等の収容や引取りを行うとともに、出前教室等を通して動物愛護と適正飼養の普及啓発に努めた。特に、土器川周辺の野犬の多い地域において、「野犬の増えない・いない地域」をつくるため、地域住民が主体となった無責任なエサやりを抑止するための各種広報啓発活動を、市町と連携して支援した。

また、保健所に収容した所有者不明の犬猫等については、ホームページで公開し、飼い主への返還に努めた。さらに、預かりボランティアに飼養預託（犬 118 頭、猫 38 匹）するなどし、犬 320 頭、猫 78 匹をさぬき動物愛護センターと連携して新たな飼い主等に譲渡した。

その他、動物取扱業等の施設への監視指導を実施し、法令遵守の徹底を図った。

(1) 犬猫等の引取り状況等

市町	項目	犬				猫			その他		犬による咬傷事故	
		抑留	引取り・収容		返還	引取り・収容		返還	収容	返還	届出件数	措置命令
			所有者不明	所有者から		所有者不明	所有者から					
丸亀市		36	106	1	19	36	20	0	0	0	4	0
坂出市		9	20	0	2	7	0	0	0	0	4	0
善通寺市		12	52	0	5	5	0	0	0	0	1	0
宇多津町		0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0
綾川町		13	56	0	4	1	0	0	0	0	2	0
琴平町		0	15	0	0	13	0	0	0	0	0	0
多度津町		19	89	1	2	12	0	0	0	0	0	0
まんのう町		10	66	30	5	15	20	0	0	0	0	0
中讃保健所管内計		99	405	32	38	89	40	0	0	0	11	0

(2) 犬猫等に関する苦情相談状況

動物種	項目	保護など依頼	放し飼い	鳴き声	糞尿汚染	農作物等への被害	しつけ等	所有者不明動物による咬傷	行方不明等	その他	合計
犬		401	22	26	8	1	33	3	111	152	757
猫		185	12	0	80	1	4	0	107	121	510
その他		2	0	0	0	0	1	0	4	19	26
合計		588	34	26	88	2	38	3	222	292	1,293

(3) 動物取扱業の登録・届出及び立入指導

第一種動物取扱業

登録総数 (R8. 3. 31 現在)	動物取扱業の種別							立入指導件数
	販売	保管	貸出	訓練	展示	競りあ っせん	譲受け 飼養	
266	126	108	4	12	12	0	4	59

第二種動物取扱業

届出総数 (R8. 3. 31 現在)	動物取扱業の種別					立入指導件数
	譲渡し	保管	貸出	訓練	展示	
16	13	1	1	0	1	8

(4) 特定動物（危険な動物）の飼養・保管許可及び立入指導

許可総数(R8. 3. 31 現在)	立入指導件数
18	4

(5) ふぐ処理業・魚介類行商の登録及び立入指導

区 分	登録総数 (R8. 3. 31 現在)	立入指導件数
一般ふぐ処理業	45	20
特別ふぐ処理業	4	8
魚介類行商	2	2

(6) 化製場等の許可及び立入指導

区 分	許可総数(R8. 3. 31 現在)	立入指導件数
化 製 場	2	0
法 8 条 準 用 施 設	2	0
死 亡 獣 畜 取 扱 場	1	0
畜 舎 及 び 家 き ん 舎	13	7

(7) 講習会・研修会等の開催

実施日	テーマ等	対象者	参加人数
R7. 5. 11	みんなでつくる 野犬の増えない・いない地域 (川西地区地域づくり推進協議会 総会)	自治会長、コミュニティ役員等	71
R7. 6. 6	シニア世代とペットの暮らし (くらしのセミナー)	地域住民 (丸亀市)	20
R7. 11. 26	川西地区防災訓練	自治会長、コミュニティ役員、地域住民等	250
R8. 2. 4 R8. 2. 5	動物取扱責任者研修	令和6年度新規登録事業所及び令和7年度更新事業所の動物取扱責任者 (管外事業所の責任者を含む。)	46
R8. 3. 21	みんなでつくる 野犬の増えない・いない地域 (稲木北部自治会総会)	地域住民 (善通寺市)	90

(8) 動物愛護管理に関する啓発活動

地域住民が主体となった活動の支援

地区	回数	内容
丸亀市土器地区	2	河川清掃や地域行事において啓発ビブスを着用した野犬対策パトロールや啓発用資材の貸出しを実施するなど、地域住民が主体となった「野犬の増えない・いない地域づくり」の活動を支援
丸亀市川西地区	3	
丸亀市岡田地区	2	

地域のイベントへの参加

実施日	イベント内容、テーマ等	来場者数
R7. 11. 1 R7. 11. 2	2025 宇多津秋の大収穫祭 (香川短期大学学生駐車場周辺) でのブース出展 (犬猫の適正飼養について)	270
R7. 11. 23	うたず〜っと健康フェスタ (四国医療専門学校) でのブース出展 (犬猫の適正飼養について)	120

公共施設等におけるパネル展示

実施日	場所	内容
R7. 9. 5 ~ 9. 25	丸亀市飯山総合学習センターロビー	【パネル展示】 ・犬や猫の命を守るために！ 命を守るためにスル！3つのこと！ ・みんなでつくる 野犬の増えない・いない地域 ～ 野犬問題について考えよう ～ ・マイクロチップ情報登録の義務化について 等
R7. 9. 10 ~ 9. 30	丸亀市中央図書館	
R7. 9. 16 ~ 9. 30	善通寺市役所1階ロビー	
R7. 9. 25 ~ 10. 15	丸亀市綾歌図書館	
R7. 10. 1 ~ 10. 31	多度津町役場1階エントランス	
R7. 11. 10 ~ 11. 21	宇多津町本庁舎1階ホール	
R7. 12. 1 ~ R7. 12. 26	まんのう町1階ホール	
R8. 1. 19 ~ 1. 29	坂出市役所ロビー	
R8. 3. 3 ~ 3. 27	綾川町立生涯学習センターロビー	

第8章 試験検査室業務

試験検査室は、中讃保健福祉事務所と西讃保健福祉事務所の管内を業務の対象範囲としている。

1 感染症対策検査

感染症法に基づき、感染症発生時に、患者及び患者家族等接触者の検査を実施した。

検査の信頼性を確保するため、GLP（試験検査の業務管理要領）に基づく精度管理についても実施した。

(1) 感染症発生に伴う緊急検査

検査項目		区分	発生件数	検体数	陽性者数
細菌性赤痢	<i>Shigella sonnei</i>	中讃管内	1	30	0
		西讃管内	0	0	0
腸管出血性大腸菌	O103	中讃管内	1	3	0
	O111	西讃管内	1	4	0
	O148	中讃管内	1	1	0
	O157	中讃管内	3	11	0
	O166	西讃管内	1	5	0
	O型不明	中讃管内	4	17	0
		西讃管内	1	3	0
合計			13	74	0

(2) GLPに基づく精度管理

区分	検査項目	回数
内部精度管理	細菌性赤痢	2
	腸管出血性大腸菌	32

2 食品検査

食の安全確保のため、行政検査及び依頼検査を実施した。検査の信頼性を確保するため、GLP（試験検査の業務管理要領）に基づく精度管理についても実施した。

また、衛生課と連携し、食品衛生監視指導の業務の一環として、食品営業許可施設の拭き取り検査（50検体）と検便（6検体）を実施した。

(1) 規格基準等の試験検査

香川県食品衛生収去検査実施計画に基づき、448検体の試験検査を実施した。不良検体は、アイスクリーム類・氷菓（大腸菌群陽性、細菌数基準超過）の6検体であった。

() は不良検体数 (内数)

		収去検体数	収去機関			検査項目数	検査項目					輸入食品(再掲)
			(第2機関班を含む) 中讃保健所	西讃保健所	(第1機関班を含む) 東讃保健所		微生物学的検査	理化学的検査			その他	
								食品添加物	その他			
									シアン	亜硝酸根		
肉類	食肉製品	10	5	5		30	10	10		10		
	生食用食肉	1	1			1	1					
乳類	乳類	4		3	1	8	4				4	
	アイスクリーム類	48 (6)	38 (6)	10		48 (6)	48 (6)					
	乳製品	23	20	3		23	23					
液卵・殻付き卵・卵製品		29	27	2		29	29					
魚介類・その加工	魚介類加工品	15	15			15		15				6
	魚肉ねり製品	22	10	12		44	22	22				
	煮干等	16		16		32		32				
	たらこ	5	5			5			5			
	生食用かき	3	3			3	3					
	さしみ等	10	10			10	10					
野菜・果実、その加工品	野菜果実加工品	20	20			20		20				20
	生あん	3	2		1	3			3			
	麺類	30	19	7	4	30		30				
	漬物	20	15	5		61		61				1
	みそ・麴・甘酒	10	10			13		13				
	あん類	8	8			26		26				2
	果実ソース類	15	15			45		45				2
	佃煮	15	15			45		45				
その他	レトルト・瓶詰・缶詰食品	55	45	10		99	30	69				24
	冷凍食品	45	30	15		45	45					27
	ワイン	10	10			20		20				10
	菓子類・菓子原料	12	12			26		26				10
	調味料	13	13			65		65				
	海水(生食用かきの加工基準)	6	6			6	6					
合計		448 (6)	354 (6)	88	6	758 (6)	231 (6)	521	3	15	4	102

(2) 指導基準設定済食品の試験検査

食品衛生法において、細菌等に関する成分規格の定められていない食品について、食品衛生監視指導及び営業者の自主管理の指標として設定した「食品の成分規格に関する指導基準」について、検査を実施した。

区分	収去機関	中讃保健所	西讃保健所	東讃保健所	合計
	指導基準検査	205	82	10	297

(3) 依頼検査

原則として、毎週火曜日（9時～11時）に、営業者等からの食品の依頼検査を受け付けており、78検体の検査を実施した。

(4) GLPに基づく精度管理

区分	検査項目	回数
外部精度管理	理化学（シロップ（菓子コーティング用）のソルビン酸）	1
	微生物（食肉製品（包装後加熱）中の大腸菌群）	1
内部精度管理	理化学（保存料・酸化防止剤・甘味料等）	21
	微生物（一般細菌数・乳酸菌数等）	6

3 家庭用品検査

有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律に基づき、検査を実施した。

検査対象製品	検査項目	中讃保健所	東讃保健所	合計
繊維製品	ホルムアルデヒド	5	5	10

第9章 環境管理室業務

第1節 環境の保全

大気汚染防止法、ダイオキシン類対策特別措置法及び水質汚濁防止法等に基づき、特定施設等に係る届出を受理するとともに、特定施設等への立入検査を実施し、排出・排水基準等の遵守について監視、指導を行い、生活環境の保全に努めた。

また、苦情・事故等の通報については迅速に対応し、原因となった工場・事業場に対しては公害防止対策に努めるよう指導した。

(1) 届出の受理等

① 届出施設（協定工場を除く。）

区 分		設置・変更・使用 届出受理件数(件)	廃止届出 受理件数(件)	R7年度末 工場・事業場数
大気	ばい煙発生施設	17	5	145
	揮発性有機化合物 排出施設	1	0	5
	水銀排出施設	2	0	9
	一般粉じん発生施設	4	0	51
ダイオキ シン類	ダイオキシン類特定施設	2	0	25
水質	水質汚濁特定施設	34	19	921

② 特定工場における公害防止組織の整備に関する届出件数

届 出	公害防止統括者 (代理者)の選任・解任	公害防止主任管理者 (代理者)の選任・解任	公害防止管理者 (代理者)の選任・解任
受理件数(件)	7	0	18

(2) 立入検査等

立入検査等件数（大気汚染防止法第27条第3項の通知を含む。）

区 分		立入検査延べ件数 (件)	改善指示文書 交付件数(件)	指導票 交付件数(件)
大気	ばい煙発生施設	98	0	0
	揮発性有機化合物 排出施設	2	0	1
	水銀排出施設	55	1	0
	一般粉じん発生施設	109	0	0
ダイオキ シン類	ダイオキシン類特定施設	67	0	0
水質	水質汚濁特定施設	132	1	10

(3) 公害等に係る苦情処理件数

大気汚染(件)	水質汚濁(件)	その他(件)	合計(件)
5	7	5	17

第2節 廃棄物対策

廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき、一般廃棄物処理施設、産業廃棄物処理業及び特別管理産業廃棄物処理業、産業廃棄物処理施設について、許可や届出の受理を行った。

また、最終処分場などの一般廃棄物・産業廃棄物処理施設、排出事業所、廃棄物処理業者等への定期的な立入検査を実施し、廃棄物の保管・処理基準等の遵守について監視、指導を行い、生活環境の保全に努めた。

さらに、苦情・情報提供のあった不適正処理事案については迅速に対応し、原因となった業者等に対しては改善の指導を行った。

加えて、管内警察署及び市町との連携を密にし、産業廃棄物の不適正処理の防止に努めるため、「中讃地区産業廃棄物不法処理防止連絡協議会」の開催や、環境監視員の委嘱を行った。

(1) 一般廃棄物

① 民間設置施設

区 分	許可件数(件)	軽微な変更等届出受理件数(件)	廃止届出受理件数(件)	R7年度末施設数
ごみ処理施設 (し尿処理施設を含む)	1	4	0	17
最終処分場	0	4	0	3

② 市町設置施設

区 分	届出受理件数(件)	軽微な変更等届出受理件数(件)	廃止届出受理件数(件)	R7年度末施設数
ごみ処理施設 (し尿処理施設を含む)	0	0	0	13
最終処分場	0	1	0	9

(2) 産業廃棄物

① 処理業許可、届出

区 分		許可件数(件)	変更等届出件数(件)	廃止届出件数(件)	R7年度末許可業者件数(件)
産業廃棄物	収集運搬業	79	237	2	460
	処分業	7	29	1	38
特別管理産業廃棄物	収集運搬業	3	29	0	17
	処分業	2	3	0	4
合 計		91	298	3	519

② 産業廃棄物処理施設

区分	許可 件数(件)	変更届出 受理件数(件)	廃止届出 受理件数(件)	R7年度末 施設数
件数	1	36	1	60

<参考> 管内施設数

(R7年度末現在)

汚泥の脱水施設	※汚泥の焼却施設	廃酸・廃アルカリの中和施設	※廃油の焼却施設	廃プラスチック類の破砕施設	※廃プラスチック類の焼却施設	汚泥のコンクリート固型化施設	シアンの分解施設	※産業廃棄物の混焼施設	※その他の産業廃棄物の焼却施設	木くず又はがれき類の破砕施設		その他の産業廃棄物の破砕施設	※最終処分場		合計
										木くず	がれき類		管理型	安定型	
8	0	0	0	6	0	1	0	3	2	3	12	2	19	4	60

※所長専決事項外の許可施設

(3) 指導監視及び苦情処理

区分	計画指導監視					苦情処理等事案	合計	行政処分等	
	中間処理施設	最終処分場	保管施設	建設リサイクル法	その他			行政処分	指導票交付
件数(件)	298	193	280	70	177	14	1032	1	7

(4) 不適正処理防止等

① 中讃地区産業廃棄物不法防止連絡協議会

開催日	令和7年7月25日
-----	-----------

② 環境監視員の委嘱

委嘱人数	委嘱期間
21人	令和6年4月1日 ～令和8年3月31日

第3節 浄化槽対策

浄化槽法及び浄化槽保守点検業者の登録に関する条例に基づき、浄化槽や浄化槽保守点検業者に係る届出を受理するとともに、浄化槽保守点検業者の登録や浄化槽管理士証の交付を行った。

また、法定検査「不適正」の浄化槽や浄化槽保守点検業者への立入検査を行い、生活環境の保全に努めた。

(1) 浄化槽の届出

区分	設置届出 受理件数(件)	廃止届出 受理件数(件)	休止届、 再使用届 受理件数(件)	R7年度末 浄化槽設置数
件数	536	132	18	45,569

(2) 浄化槽保守点検業者の登録

浄化槽保守点検業者 ※登録件数には、新規のほか更新、変更及び廃止も含まれる。

区分	登録件数 (件)	変更届出 受理件数 (件)	管理士証 交付枚数 (枚)	R7年度末 登録業者数
件数	22	18	70	47

(3) 立入検査

区分	立入検査延べ件数 (件)
浄化槽	169
浄化槽保守点検業者	22

第4節 水道水及び飲料水

香川県簡易専用水道設置要綱に基づき、水道法に規定する簡易専用水道に係る届出を受理したほか、飲料水の水質検査の依頼を受け付けた。

(1) 簡易専用水道

区分	設置・変更・承継届 受理件数(件)	廃止届 受理件数(件)	R7年度末 施設数
件数	2	0	148

(2) 飲料水水質依頼検査受付状況 (受付回数：24回)

区分	飲料水化学試験(件)	飲料水細菌試験(件)
件数	143	149

中讃保健福祉事務所 相談・検査日時について(令和7年度)

相談内容	相談・検査日時	予約制	
生活福祉総務課 (0877) 24-9960			
子ども・女性相談	開庁時間内		
母子父子寡婦相談	開庁時間内		
生活保護相談	開庁時間内		
健康福祉課 (0877) 24-9961			
栄養相談	開庁時間内		
難病相談	開庁時間内		
保健対策第一課 (0877) 24-9962			
HIV/エイズ	相談	開庁時間内	
	検査	原則、第2・4水曜日の開庁時間内	予約制
肝炎	相談	開庁時間内	
	検査	原則、第3火曜日の開庁時間内	予約制
骨髄バンクドナー登録	原則、第3火曜日の開庁時間内	予約制	
医療相談	開庁時間内		
保健対策第二課 (0877) 24-9963			
思春期相談	専門医による相談	原則、毎月第4水曜日 14:00~16:00	予約制
	保健師等による相談	開庁時間内	
こころの健康相談	専門医による相談	原則、毎週木曜日 14:00~16:00	予約制
	保健師等による相談	開庁時間内	
酒害相談	開庁時間内		
女性の健康相談・不妊相談	開庁時間内		
子育て相談	開庁時間内		
試験検査室 (0877) 24-9965			
食品依頼検査	原則、毎週火曜日 9:00~11:00		
環境管理室 (0877) 24-9966			
水質依頼検査(飲料水)	原則、毎月第1・3水曜日 9:00~11:00		

開庁日時：年末年始(12月29日～1月3日)を除く、平日 8:30~17:15